

総務企画委員会記録
<第2号>

平成29年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成29年7月6日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成29年7月6日 木曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後5時43分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 4 乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例
- 5 乙第11号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 6 乙第12号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 7 乙第13号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 8 請願第3号、陳情平成28年第37号、同第40号、同第48号、同第55号、同第67号、同第89号、同第155号、同第158号、同第166号、陳情第10号、第12号、第20号、第32号、第33号、第45号、第46号、第54号、第70号、第74号、第75号、第76号及び第77号
- 9 不発弾等対策について（沖縄県不発弾等問題の解決に関する条例（素案）について）
- 10 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員	長	渡久地	修	君
副委員	長	新垣	光	栄
委員		花城	大	輔
委員		又吉	清	義
委員		中川	京	貴
委員		仲田	弘	毅
委員		宮城	一	郎
委員		当山	勝	利
委員		仲宗根		悟
委員		玉城		満
委員		比嘉	瑞	己
委員		上原		章
委員		當間	盛	夫

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	謝花	喜一郎	君
辺野古新基地建設問題対策課		長	多良間	一弘	君
防災危機管理課		長	上原	孝夫	君
総務部		長	金城		武君
総務私学課		長	永山		淳君
人事課		長	真鳥	洋企	君
職員厚生課健康管理センター		室長	宮川	桂子	さん
財政課		長	宮城	嗣吉	君
税務課		長	千早	清一	君
企画部		長	川満	誠一	君

総合情報政策課長	金城清光君
市町村課長	松永亨君
市町村課副参事	砂川健君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	比嘉千乃さん
農林水産部参事	新里勝也君
警察本部警務部長	中島寛君
警察本部交通部長	梶原芳也君
警察本部警備部長	重久真毅君
人事委員会事務局長	池田克紀君
総務課長	屋宜宣秀君
議会事務局政務調査課長	宮城弘君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第6号議案、乙第11号議案から乙第13号議案までの7件、請願第3号、陳情平成28年第37号外21件、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長、企画部長、人事委員会事務局長、警察本部警務部長、同交通部長及び同警備部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成29年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成29年度一般会計補正予算（第1号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件に係る訴えの提起に伴い対応を要する経費について、必要な予算を措置するものであります。

1ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ517万2000円となっており、補正後の改予算額は7354億4817万2000円となります。

歳入、歳出の主な内容については、後ほど御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳入内訳について、御説明いたします。

繰入金の517万2000円は、財政調整基金繰入金となっております。

4 ページをお願いいたします。

歳出内訳について、御説明いたします。

基地対策調査費517万2000円 は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁
破砕等行為の差止請求事件に係る訴えの提起に伴い対応を要する経費でありま
す。

以上が、甲第1号議案平成29年度一般会計補正予算（第1号）の概要であり
ます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、
重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事
業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られる
よう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** まず1点目に、今回、補正予算が517万2000円ということ
ですが、この差しとめ費用の根拠がなぜ517万円なのか、その点について御説明
お願いします。

○**謝花喜一郎知事公室長** 今回提案しております訴訟に係る補正予算額は
517万2000円となっておりますが、当該費用は全て弁護士委託料となっております。

○又吉清義委員 この弁護士委託料の何回分であるのか、その辺もめどをつけてやっているかと思いますが、その辺をもう少し説明していただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の弁護士委託料につきましては、弁護士の具体的な業務、今回委託する書面作成や証拠の整理、法廷対応、記者会見対応とありますが、これらの業務に対応するための日数や時間を想定して積算しております。

○又吉清義委員 例えば、弁護士が何名で、日数とか、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 弁護士の時給単価を2万1000円としまして、1日7時間の6日間。人数は3名ということで積算しております。

○又吉清義委員 人数は3名で、6日間の予定ということですが、この差しとめ費用に関しては今後また補正もあり得るのか、そして裁判費用も全て込みで、これで完結する予算として理解してよろしいでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の517万2000円につきましては、地方裁判所への訴えの提起になると思いますが、その対応の経費と考えております。我々としては一審で完結すればと思っておりますが、少なくとも一審での対応は517万2000円で全て対応していただくことになっております。

○又吉清義委員 今後の補正はないという御説明だと思いますが、あと少し別の角度からお尋ねします。

517万2000円の予算を組んでいるということですが、例えばこれまで4回裁判を行って、その弁護士委託料が約8000万円ぐらい、トータルで1億円近くありましたが、これだけ差がある理由はなぜでしょうか。当時、4回の裁判で約1億円、1裁判当たり約2500万円ほどかかっていますが、それについてこの差がある理由を……。まず、4回の裁判のトータルで幾らあったのか、弁護士委託料で幾らあったのか、これはこれでいいのか、その理由等を説明していただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 4回の訴訟費用ですが、まず代執行訴訟が1439万4240円、抗告訴訟が916万2720円、関与取り消し訴訟が532万2240円、不作為の

違法確認訴訟—これは高等裁判所ですが861万8400円。そして不作為の違法確認訴訟は最高裁判所に上告しておりますので、570万240円となっております。

前回からの費用の額の問題ですが、前は合計7名の弁護士の方々をお願いしていますが、今回は今の時点で3名を想定しております。人数が減った理由ですが、埋立承認取り消しをめぐるこれまでの一連の訴訟におきましては、公有水面埋立法の関係が中心でした。公有水面埋立法の第4条第1項1号要件、これは必要性とかそういったもので、基地の形成過程とかそういったものを整理して訴状に書かないといけないということで膨大な業務量がございました。あと2号要件では、環境保全措置ということがありました。そういった膨大な資料の収集とか整理といったことで弁護士も7名に及んだということがございます。一方で、今回のものは漁業法、水産資源保護法、沖縄県漁業調整規則といったものを中心とした法解釈が主な争点となると我々は考えておまして、これまでの一連の訴訟に比べて争点はある程度限られてくるのかということで現時点で3名の弁護士を想定して517万2000円としたところでございます。

○又吉清義委員 もう一度確認しますが、今まで4回あった裁判でトータル1億円近くかかったと思いますが、今の弁護士委託料なども入れた場合、到底これは4000万円ぐらいしかないのですが、まず4回の裁判費用はトータルで幾らぐらいありましたか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず平成27年度が5994万9797円、平成28年度が2671万8101円で、トータル8666万7898円となっております。

○又吉清義委員 これを皆さんで取り扱っているところ、海岸防災課で取り扱っているところ、そしてもう1カ所どこでしたか、ありますよね。それも1400万円でしたか—あったかと思えます。これは皆さんが取り扱っている部分の裁判費用ですよね。ですから、4回全部のトータルで幾らになりますか。

○謝花喜一郎知事公室長 沖縄県の公有水面埋立法の埋立承認に絡んでのものが先ほど申し上げました8666万7898円となっております。今、委員がおっしゃっている海岸防災課のお話はまた別の関係で……。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員から普天間飛行場移設に関する全ての訴訟費用を答弁

するよう指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 まず訴訟費用に関してですが、先ほど知事公室長が答弁したものは訴訟費用と訴訟以外の法律相談であるとか、審査請求、国地方係争処理委員会などを含んだ総額となっております、訴訟費用そのものとしましては、平成27年度、平成28年度の合計で5178万7390円という形になっております。そのほかにも海岸防災課におきまして、住民から訴えられた承認の取り消し訴訟、それから承認取り消しの無効確認訴訟といったものがありますが、これについては今手元に数字がありませんので、私たちのところでは把握していないという形になっております。

○又吉清義委員 では、調べ次第答弁してもらいたいと思います。

要するに、莫大な予算をかけて裁判をしてきました。そして結果的には敗訴になりました。皆さんがこういう裁判をする場合には、顧問弁護士がいて、資料を集め、調査研究をして初めて踏み切るかと思いますが、まずこの裁判をするしないの調査研究をするのか、しないのか。まずその点から御答弁をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 基本的に訴訟を起こす際には、訴訟についての争点といったものが裁判として十分立証が可能なのかという観点を我々事務方で調査・検討いたします。ただ、それについてはやはり法律の専門家でもございませんので、弁護士の先生方と御相談申し上げ、また場合によっては行政法と関係のある先生方の御意見もお伺いしながら、十分立証できるという確認ができた時点で訴訟に及んでいるということでございます。

○又吉清義委員 私も知事公室長が言ったことが筋かと思います。皆さんでしっかり調査研究をする、そしてきちんと弁護士に相談する、行政法、地方自治法、それを弁護士に相談する、そういうしっかりと立証ができる一立証ができるというのは勝てる見込みがあつてやるかと思います。やはりそれは勝てる見込みがあつたということで前回はやったということで理解してよろしいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 そのとおりでございます。

○又吉清義委員 勝てる見込みがあるという中でやって—こういうことはやはり書類としても残っているのですか。弁護士とはただ口頭だけでやりとりをするのですか。これはこうこうで立証できますという議事録があるのか、ないのか。これはどのようになっていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 そういった議事録は恐らくないと思います。

○又吉清義委員 議事録はなくて口頭だけでこれは勝てると。こんなに莫大な予算をかけるのに安易にやっているということにしか見えないのですが。

○謝花喜一郎知事公室長 議事録はないと申しあげましたのは、意見交換をしているものの議事録はないという趣旨でございます。

○又吉清義委員 ですから、意見交換という簡易なものではなく、立証する、裁判としても皆さんが調査研究をした資料をもとに、これはこうこうで間違いなく勝てますと。やはりそういうことを書類として残して初めて公務員は裁判に臨むのかと思ったのですが、そういったものではないわけですね。ただ口で相談して、皆さんは資料を持っていて立証をした、弁護士は勝てます、勝てます。これは勝てるからやりなさいと。これで発射をするのか、どちらですかということをお聞きしているわけです。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員がおっしゃったような形のものではなくて、例えば前回のものであれば1号要件というのはどういったものかということから始まって、必要性のところ、過去のものはどういったものがあるか、第三者委員会はどういったものがあるか、そういったものの意見交換などはすり合わせた上でやりますが、それは弁護士の先生方に関係する—例えば第三者委員会での報告書などを渡してやりますが、それを踏まえた先生方からの御質問に対して県で補足して説明すると。そういったやりとりはありますが、そういった形で今はやっている。ですから、簡単に立証できる、できないというのではなくて、先生方はこれをやるためにいろいろな資料を集めて証拠として使う、使わないなど、こういった訴訟においてはそういったもろもろのことが恐らく作業としては出てまいります。特に前回の4回の訴訟はそういった膨大な作業量があったと思いますが、それについて先ほど申し上げた議事録として残って

いるかといいますとそういったことはなく、日々のやりとりの中で弁護士の間で議論をしていただいて、訴状として積み上げられ、最終的には裁判所に準備書面等として提出されると、そういった流れだと御説明さしあげました。

○又吉清義委員 訴状として積み上げられる過程が一番大事かと思ひまして、それがあって初めて訴状ができるのであって、この訴状ができるまでの過程の議論、そういった議事録とかはないのかと。見たことないので。

○謝花喜一郎知事公室長 私もここに来ていますが、議事録とかは私も見ていません。いろいろな日々のやりとりの中でこういった書類が欲しいということで提出などはありますが、それをどういう形で弁護士の先生方が整理するかというのは弁護士の先生にお任せしていますので、そういった流れで作業を行っているところでもあります。

○又吉清義委員 私は議事録があつてしかるべきだという考えを持っているものですからあえて聞いています。そうしますと、例えば各部署でいろいろな裁判があつたとしましょう。これを行うべきであるのか、顧問弁護士と相談してどうあるかという指揮といいますか、仕切り役といいますか、例えば教育委員会で裁判をするからということで、知事公室に伺いを立てずに勝手に裁判をしていいのか、やはり県として一つの機関という組織の中で裁判をするからには調査研究をして、こういう理由で裁判をする、やるべきとか、これはやりましょう、これはどうだという判断をするような課はないのですか。

○永山淳総務私学課長 基本的に都道府県が裁判を起こす場合には、この裁判に関する訴訟の対応といいますか、訴訟方針というものを定めまして、それは総務部長が総括しますので基本的に我々で内容が地方自治法上大丈夫かどうか、適正かどうか、法的な間違いはないかどうかを審査します。それでもって訴訟方針が決裁されて裁判を提起するということになります。

○又吉清義委員 裁判をするか、しないかのチェックを総務部長が行うということは、総務部長のところにそういった議事録があるということで理解してよろしいですね。

○永山淳総務私学課長 この内容で裁判に臨んでよいかという形で基本的には決裁ですので、議事録というものがございません。

○又吉清義委員 決裁を通り過ぎていって、皆さんとしてはこういった理由で裁判をする云々は一要するに、決裁を見てそこで印鑑を押して、「いいですよ、やってください。」と言うだけであって、決裁を受ける文書というのは最終的にどちらにいくのですか。

○永山淳総務私学課長 基本的に、これらの文書は裁判を提訴する所管課が文書として持っております。起案して決裁をするという一連の起案文書が所管課にございます。

○又吉清義委員 このように起案をして文書があるということはとても大事なことだと思います。私もあってしかるべきだと思います。私たち議会にも517万円の根拠はこれだと、これが大事な根拠かと思います。その辺は議会に提出はできないのですか。皆さんがどのような考えを持ってやるのかは起案書を見れば別に皆さんから聞く必要はありません。これは提出できないのですか。

○永山淳総務私学課長 本件の訴えに関する提起というものは、議決後提起される訴訟の対処方針等の内容が記載されております。そのため提出後に当事者として認められる地位を不当に害するおそれ等々がありまして、それは一般的に公開はできないと判断しております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から改めて答弁するよう指示があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

永山淳総務私学課長。

○永山淳総務私学課長 本件の訴えの提起に係る資料につきましては、議決後に提起される訴訟の対処方針等の内容等が記載されております。そのため現時点において公にすることは提訴後に当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあると考えられるため、提供できないと判断しております。

○又吉清義委員 それがあればもっとわかりやすいかと思ってあえて聞いていましたが……。では、今回の提訴のものに関してはできないということで、過

去に終わった4回に関してはできると解釈していいですね。4回終わりましたよね。結論が出たものに関しては提出できると理解していいですね。

○永山淳総務私学課長 現在、訴訟が1件、1件終わっておりますが、これは密接に関連していて影響があるものと考えておりますので、現段階で公開はできないものと判断しております。

○又吉清義委員 影響はある・ないで、非常に理解できませんが、本来ならば終わったものは一知事公室長はよくおっしゃっております。この埋立承認取り消しの取り消しなのだと。今回の裁判と何も関係ないのだと。和解条項9項とも何も関係ないのだと。こういうことを答弁しているのだから、私も関係ないものとしか思っていないのですが、そうすると知事公室長が今まで言っていたことはうそだということになるわけですか。

○謝花喜一郎知事公室長 私がお答えしているのは、今回の差止訴訟はあくまでも漁業調整規則等に基づく岩礁破碎等のもので、前回のものは公有水面埋立法に基づくものですから関連性はありませんと。ただ、訴訟というものはさまざまな観点からいろいろなものが盛り込まれますので、そういった関連性があるものも場合によっては出てくる可能性もあります。そういったところで今後我々が行おうとする差止訴訟一議会の議決をいただいた上でのものですが、影響が出る可能性もあるので先ほど総務私学課長から御答弁したような形で差し控えさせていただければと考えているところでございます。

○又吉清義委員 提出できなければできないでどうしようもないですが、もう少しだけ突っ込んで聞かせてもらいたいと思います。

今後の方針として、この裁判は今回限りで終わる予定なのか、また次の新たな一手もまだまだ十分一例えば結果によってまだ行う準備をしているのか、やる方針なのか、その点についてはどのようにお考えですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は今回の差止訴訟を行うに当たっては、何か恣意的にやっているということでは決してございません。本会議でも再三御説明したように、我々としては漁業権の設定されている海域においては、岩礁破碎等の許可は必要ですと。ですから、許可の申請を出していただきたいということを再三申し上げましたが聞いていただけないと。我々行政としては、無許可の岩礁破碎行為を放置できないということから訴えを提起せざるを得ないというこ

とです。これをとめることが本来の趣旨でございます。この後何か準備をしているかということについては、我々は法令違反等がなければ特に訴える必要もありませんし、相手方が聞いていただけるのであればそれはそれで問題はないわけです。今回は、無許可の岩礁破碎等行為はやめてくださいというお願いをしているけれども聞き入れていただけないということで、行政としては差し迫っていて放置できないものですから、訴訟を提起せざるを得ないということなのです。あたかも我々が訴訟を連発するということでは決してございません。

○又吉清義委員 なぜそういうことをお聞きしたのかといいますと、県の方針としては知事が答弁で明確におっしゃっておりますが、あらゆる手段を使って工事を阻止するのだと。あらゆる手段を使って阻止するということは、次の裁判もあるものとししか理解しないものですから、今みたいにできるだけ知事公室長の答弁を信じておりますが、知事はそうではないと。次は2番手、3番手、幾らでも持っているのだということにしか聞こえません。これがあらゆる手段を使って阻止するという意味だと思っておりますが、今の知事公室長の答弁はそうではなく、あるべき姿であればあるべき姿で終わりますということに聞こえました。それはそれでいいと思います。今、知事公室長がおっしゃいました、漁業権の設定がされているところでは岩礁破碎許可が必要だということで、私もそれはそのように理解しています。漁業権が設定されているところということですが、先ほど地図を渡しました。沖縄県の地図の中で漁業権が設定できない地域がありますか。

○新里勝也農林水産部参事 県内の海岸線がございしますが、ほとんどの海岸線では共同漁業権が設定されております。ただし本会議でも農林水産部長が答弁しましたが、例えば那覇市の西側にあるチービシあるいは糸満市の西側にあるルカン礁とか、少し飛び地みたいになっているところについては漁業権が設定されていない海域もございします。

○又吉清義委員 今は漁業権が設定されていないところ、沖縄本島内で漁業権が設定できない海岸線もありますかと聞いています。全部設定できるのですよね。これは間違いないですか。

○新里勝也農林水産部参事 基本的に漁業法の考え方としましては、漁業の高度化、民主的漁場の利用という観点から、海域においては共同漁業権を設定して漁場として利用するような考え方がございします。ただし、港湾や漁港など一

部公益的な要素でもって除外されている部分もございます。

○又吉清義委員 もう少し簡潔にお願いします。確かにできない地域も一部あるかと思えます。しかし沖縄本島の海岸線におきましては、大方ほとんど漁業権が設定できるということを今御答弁いただきましたので、そうであるならば漁業権が設定された地域と設定されていない地域の違いは何ですか。

○新里勝也農林水産部参事 先ほども御説明しましたが、基本的に沖縄県内の海岸線に沿った海域については共同漁業権が設定されております。しかしながら先ほど申し上げたように、港湾区域の一部とか、漁港区域の一部においては公益的な機能がございいますので、除外されている区域がございいます。そういう意味で設定されているところとされていないところの違いは存在します。

○又吉清義委員 どのような違いがありますか。それをお尋ねしています。

○新里勝也農林水産部参事 違いと申しますか、例えば漁業の立場から言いますと、漁業権が設定されている場所においては漁業が排他的に営むことができると、ただし設定されていない海域においてはそれが主張できないということでございます。

○又吉清義委員 私もそう思います。設定されている地域は漁業組合とかが排他的にそこで生活を営む権利を認めると。設定されていないとそういう権利はないですと、どうぞ皆さん自由に入ってある程度やっていいですよと、そういう大きな違いがあるだろうと思っています。

漁業権が設定されるということは、例えば漁業権を設定するという許可はどのような手続で権利が認められますか。

○新里勝也農林水産部参事 漁業法の条文の中に第10条、漁業の免許という条文がございいます。この中で、「漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。」とうたわれておまして、このため漁協が県に申請して、知事が免許をするという流れになっております。

○又吉清義委員 要するに、知事に出して免許を得ると漁業権、生活を営む権利が保障されるということの説明かと思えますが、これから本題に入らせていただきます。

まず今回の差止訴訟というのは、漁業権の一部消滅に伴う岩礁破碎について沖縄防衛局と県の解釈の違いがあるので、このような裁判に踏み切ろうということであると理解してよろしいですね。

○謝花喜一郎知事公室長 本裁判は漁業権の設定されている海域であるか否かがやはり大きな争点になると思っています。

○又吉清義委員 ですから、漁業権が設定されている地域であるかないかですよ。そこで先ほど地図をあげました。これは東村か名護地区の漁業権が設定されている地域ということで皆さんからいただいた資料ですが、これはまず間違いはないですか。

○新里勝也農林水産部参事 農林水産部から提供した資料で、これは共同第5号という名護漁協に免許した漁業権の図面でございます。補足で説明しますと、線にイ・ロ・ハ・ニという点が打たれておりまして、ここで囲まれたラインと黒く塗りつぶしている海岸線で囲まれた部分が共同第5号が設定されている海域ということでございます。

○又吉清義委員 漁業権の設定というのは、申請する人があって初めて設定されるのか、申請する人がいなくても設定されるのか、どちらですか。

○新里勝也農林水産部参事 漁業権の免許に際しては、まず県が各漁協から要望をとって漁場計画案というものを作成します。その漁場計画を沖縄海区漁業調整委員会に諮問しまして、沖縄海区漁業調整委員会は公聴会を開いて関係者の意見を聞きます。その上で利害関係や公益上の機能などを審査した上で知事に答申します。その上で県は漁場計画として告示をして、その告示を受けて関係漁協が自分たちはここで免許を下さいということで申請が上がってきます。それを県として審査をした上で再度沖縄海区漁業調整委員会に申請者の適格性、優先順位等を諮問しまして、それが妥当だということで答申に来たらその上で免許するという手順でございます。

○又吉清義委員 漁業権の設定というのは漁場計画があり、申請する人がいる、そしてこれが適任者であるかどうかを沖縄海区漁業調整委員会で審査して初めて設定できるものだということで確認してよろしいですね。

○新里勝也農林水産部参事 そのとおりでございます。

○又吉清義委員 ということは、例えばこの地域は確かにそれでございます。では、漁業権の設定は申請がなければ知事の免許は必要ないということによろしいですね。

○新里勝也農林水産部参事 県が告示した漁場計画に対して申請する者がいなければ当然そこに免許は設定されないということになります。

○又吉清義委員 県が設定した漁場計画ですか。申請する側が漁場計画を立てるのではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 先ほども御説明しましたが、県がまず最初に漁場計画案を要望を聞いて作成します。それを沖縄海区漁業調整委員会に諮問して、委員会が利害関係者の意見を聞いた上で県知事に答申すると。そして、知事が漁場計画として確定して、それを告示します。ですから、漁場計画を作成するのはあくまでも県ということでございます。

○又吉清義委員 その中で今みたいに申請する人がいなければ漁業権の設定はできないということが明確になりましたが、今、私たちが議題としている法の解釈の違いで辺野古埋立地に関しては漁業権に関して2回抹消していますよね。御存じですか。まずこれが御存じであるかどうかについて。

○新里勝也農林水産部参事 2回というのは、名護漁業協同組合が平成25年に当該工事の埋立区域の部分について漁業権の一部の消滅を総会で議決しております。直近では、昨年11月に埋立区域、さらに臨時制限区域も含めた海域における漁業権の一部消滅を総会で議決しております。

○又吉清義委員 一部消滅ということからすると、その地域は申請する人がいるのですか、いないのですか。

○新里勝也農林水産部参事 当該海域については名護漁協から平成25年に県が示した漁場計画に対して、この海域で共同第5号が必要ということで申請が上がってきましたので、県が諮問した上で審査を行って平成25年9月1日に免許をしたものでございます。今回の一部消滅の部分については、先ほど説明した

ように漁協の2回の総会で、そういう議決がされたという位置づけでございます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から漁業権の一部消滅を議決した海域に対し申請する人がいるのか、いないのかを答弁するよう指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

新里勝也農林水産部参事。

○新里勝也農林水産部参事 あくまで免許の申請というのは、県が漁場計画を策定したその漁場計画に基づいて申請をするものですので、現時点、当該海域において県の見解としましては、従来の水産庁の見解を採用した上で漁業権は存在しているという解釈をしており、現漁業権の免許者であります名護漁協はまだ免許を持っているということです、その部分に免許を申請する者は出てこないという考え方でございます。

○又吉清義委員 私は今、名護漁協が優位にこれだけを申請していますよね。この部分を聞いているのではありません。この一部の地域で自分たちは抹消したと、この部分を聞いています。この部分は申請する人がいるのですか、いないのですかと。抹消という意味からするとどうなるのですかと聞いています。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新里参事から名護漁協は共同第5号の一部放棄を総会で決議したのみで知事による変更は行われていない。よって現時点で漁業権は存在しているので新たな申請は考えられないと補足説明があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 ですから最初に聞きました。沖縄の海域は漁業権が申請できない場所はないのだと。漁業権を設定して初めて効力を発揮するのでしょうか。違いますか。ただ、漁業権はあっていいのです。大事なのは漁業権の設定をさ

れているか、されていないか。設定がされて初めて漁業権が行使できると。そうですね。漁業権が設定されていないと行使ができないわけですね。これは間違いないですか。

○新里勝也農林水産部参事 そのとおりです。

○又吉清義委員 そのとおりであるならば、一部抹消のところは申請する人がいないのですよねと。これが今回の総会ですね。抹消したということで。この部分に関して申請者はいないのではないですか。

○新里勝也農林水産部参事 我々は抹消という言葉は使っておりませんで、あくまでも名護漁協は漁業権の一部消滅を議決したと。それをいわゆる漁業権の一部放棄という表現を使わせていただいています。これは水産庁の技術的助言の中でも明らかになっていますが、漁業権の一部放棄は変更の法令用語で解釈して対応しなさいという指導がございますので、それに基づいて県としては漁協が一部放棄を議決しただけでは漁業権はなくなるという従来の水産庁の解釈のもとに対応させていただいているところでございます。

○又吉清義委員 抹消、抹消と言っておりましたが消滅でしたね。大変失礼いたしました。

水産庁は、一部消滅でこれが存在しないというのは、どのような文書にありますか。私は理解ができないのですが。消滅というのは権利や義務、身分などがなくなることなのですが。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど技術的助言の話もしましたが政府見解もございまして、昭和60年の参議院での質問に対する答弁書がございます。質問としましては「埋め立てへの同意が漁協総会で議決された場合、共同漁業権はその議決によって一部消滅するのか。」という質問に対して政府答弁としましては、「御指摘の埋め立てへの同意は、公有水面埋立法第4条第3項第1号の同意を指すものと考えられるが、これにより直ちに共同漁業権が消滅するものではない」。そしてもう一つありまして、「埋立計画に対して共同漁業権の一部放棄が漁協総会で議決された場合、共同漁業権はその決議によって一部消滅するのか。」という質問に対して、「漁業権を変更しようとするときは、漁業法上、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされており、漁協共同組合の総会で共同漁業権の一部放棄が議決されたとしてもそのことにより漁業

権が当然に変更されるものではない。」という政府見解が示されておりますので、それをもとに我々は漁業権の制度の運用をしているところでございます。

○又吉清義委員 皆さんが持っている資料は恐らく過去の資料かと思いますが、例えば水産庁から知事にこういう資料も来ていますよね。少し読み上げます。「過去の国会における質疑において水産庁長官が、また次長が当時の水産庁の見解が昭和45年高松地方裁判所判決と同様の見解がある旨を答弁したことから、漁業権の一部放棄が変更該当するとの理解を前提としたものと解されるとの御指摘については、同判決において平成13年の漁業法改正による現在の第31条が新設される前の当時の漁業法の解釈として漁業権の変更、放棄等を行う際に同法第8条第3項等の適用がないことを示したことに対して同様の見解であると答弁したものに過ぎず、漁業権の一部放棄が変更該当する旨の答弁をしたものではない。」と。皆さんの解釈は根本から違っています。そして、漁業権の一部放棄を行う場合には、漁業法第22条の変更免許が不要であることは昭和48年10月19日の福岡高等裁判所判決でも、そして昭和63年3月28日の仙台高等裁判所判決においても示されているところであると。裁判としてはそのように出ていると。こういうことも御存じですか、また理解していますか。

○新里勝也農林水産部参事 当該裁判例は、最高裁判所判決ではなくて高等裁判所の判事と認識しておりまして、このような裁判例があることは承知しております。一方、それと逆の裁判例の存在も承知しておりまして、水産庁としましてもそういう過去の裁判例を評価した上で平成24年6月に全国知事宛てに出した地方自治法に基づく技術的助言の中で変更（一部放棄）という表現を使って一部消滅の場合は第22条の変更で対応してくださいという技術的助言に基づく指導を受けておりますので、それが直近の最新の水産庁の判断であると我々は解釈しているところでございます。

○又吉清義委員 今の水産庁の見解に関して、これは何年、何月の見解なのでしょうか。

○新里勝也農林水産部参事 今申し上げました技術的助言の通知ですが、これは平成24年6月8日、番号が24水官第684号という水産庁長官から沖縄県知事に出された――一番最後に書いてありますが、「なお、この通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。」というような通知がございいます。

○又吉清義委員 このようにいろいろな見解があつて当然かと思いますが、非常に気になることは、やはり基地問題を一日でも早く解決してもらいたいと。その意味で皆さんに聞いている次第でございます。ですから、皆さんもあらゆる調査研究をする中でこういうことをやっていると思いますし、私は私で別の角度でした場合にこの裁判は負けるのではないかと。非常にこのことを危惧しています。基地問題の解決に向けて進めているのに、またあらぬ方向に行くのかと。ましてやまたそこに税金が組み込まれていくと。ですから、皆さんとしてしっかり勝てるという確信のもとなのか、そのことを聞いたかたのですが、このことについては御答弁なされないかと思ひます。私は漁業権について設定がされていない地域は消滅していると思ひますので、消滅であればそこに申請する人がいないと。先ほど消滅するなり漁場計画に変化が出てくればこれはあなた方の言うとおりで。そこは何も変化は出てきません、従来どおりそこで漁場をし、変更申請もされておられません。ですからあえてここは漁業権が設定されていないことも事実ですし—申請する人がいないので、非常に危惧します。

あと、高等裁判所でもいろいろな結果が出ております。改めて最後に一つ聞かせていただきますが、漁業権の一部変更というのは漁場計画と領域がどのように変わるものなのでしょうか。

○新里勝也農林水産部参事 一部放棄という位置づけですが、現在、共同第5号は存在しておりまして、漁協がいわゆる一部放棄を議決したところでございます。ただし、この一部放棄というのは漁場を縮小するという漁業権の内容を変更するという評価になり、その際はやはり知事の免許があつて変更されるものですので、現時点では免許はあるという考え方でよろしいかと思ひます。

○又吉清義委員 現時点で免許は私もあると見ています。漁業権の設定において皆さん方はそういった一部消滅は変更には値すると。変更には値するからには再度知事に申請をしないとイケないと。漁場計画であり、領域であり。ですから、その皆さん方の漁場計画と変更というのは、どこがどう変わるのか教えていただけませんか。皆さんは一部変更には該当するということですので、知事に免許を出さないといけないわけですね。

○新里勝也農林水産部参事 繰り返しになりますが、漁業法第22条においては、漁業権を変更する場合は知事の免許が必要であるということがうたわれておりまして、今回一部放棄という言葉の法的な判断としましては変更には値するという

ことですので、現状は免許が生きていて、漁協からも申請はないと。その状況の中で当該海域においては共同第5号の一部として免許は存在するという考え方でございます。

○又吉清義委員 免許は存在します。皆さんは今、漁業権の一部消滅が変更に値すると。分割変更は漁業法第22条で知事に申請しないといけないわけですよ。そして先ほど漁場計画を県が立てると皆さんは断言しました。ですから、漁場計画であり、地域はどのように変わるのかということ聞いています。皆さんが変更と見たからには、漁場計画も変えないといけないわけですよ。変える根拠があって初めて変更ですよ、違いますか。

○新里勝也農林水産部参事 おっしゃるとおり、今まさしくそういう手続が当該漁協からは何もございませんので、県としては現時点で免許は存在しているという考え方でございます。

○又吉清義委員 手続がある、ないではなく、皆さんは変えないといけない根拠があるので申請しなさいと言っているのですよね。根拠がないのに言っているのですか。これはおかしいのではないですか。根拠があるからですよ。

○新里勝也農林水産部参事 繰り返しになりますが、当該名護漁協からは変更免許の申請はなく、県としては第22条の手続もとられておりませんので、当該海域において共同第5号の漁業権は存在しているという考え方でございます。

○又吉清義委員 これは漁業組合から申請云々ではなく、国からこういう通達がありますよね。「漁業法の規定に従い漁場計画の見直しを行い、その見直し後の漁場計画に則して漁業権の変更の免許を行うことができると解する。なお、漁場計画は水面についての漁業上の総合利用ということも考慮して計画されるものであり、これに基づき漁業権が設定されるものであることから、漁場計画に基づいて漁業の免許がなされた後は原則として漁業権の変更を行うべきではないと指導している。」と。ということは、これは変わらずにそのまま消滅したところも皆さんに言わなくていいですよ。私はそのように解釈していますが、変更ということは近隣市町村に影響を及ぼす、分割も。そして、漁場計画においても生活支援のいろいろな面に影響が出てくると。ですから皆さんは影響が出てくるということで変更ということですが、消滅ということは同じ設定をされている地域でこの部分は従来どおりでいいですよ、しかし

ここは漁業権の設定がないですとしか私は理解していません。では、ここに申請する人はいないけれども、この部分は漁業権の設定がされているということですか。漁業権はあると思いますが、設定はされていないと思います。

○新里勝也農林水産部参事 委員に御説明いただいた水産庁からの指導文書の考え方に基づいて一度免許した漁業権—これはきちんとした漁場計画、先ほど申し上げた手続に沿って策定された漁場計画でございますので、やたらに変えるものではないという水産庁の指導のもとそういう運用をしております。今般、この漁協が一部放棄という意思表示をしていますが、先ほどの水産庁の指導文書の考え方のもとに漁場計画はやたらに変えるものではないので、今回変更の手続もとられていないことをもって漁業権の免許は現時点で存在していると。「設定」、「存在」、「ある」、言葉は日本語の微妙な違いがあるのかどうかわかりませんが、漁業法第10条の表現で言わせていただくと設定されているという考え方を持っております。

○又吉清義委員 だからこそ申請することは必要なくて、そのままこれが生きてくるものだと私は解釈しています。

○新里勝也農林水産部参事 最後におっしゃったように、私どもとしても当該海域においては漁業権は現時点で設定されているものと考えております。

○又吉清義委員 総合的にはあの海域全体に設定されていることは私も理解しています。しかしこの部分は変更をする義務もなく、そのまま自然消滅している場所ですと。そこに申請者は誰もいないということが私の理解だと見ています。再三言いますが、皆さんとしては消滅をしたところは申請者がいると理解していいですか。申請者がいて初めて生きてくるものだと思いますが。

○新里勝也農林水産部参事 前提条件で少し違っていると思っております。消滅しているという御質疑ですが、我々の認識としては消滅していないという認識で前提条件が違いますので、申請する云々の話にはならないという考え方でございます。

○又吉清義委員 要するに、第31条で組合の同意の中で分割、変更、そして放棄でしたか。3つのことは同意を得ないといけないと。ということは、組合で放棄の同意を得たということも事実なのです。そして第22条で漁業権の設定に

においては分割と変更だけということで放棄は入っていないですよ。入っていないけれども皆さんは一部消滅は一部変更に当たるといふ、この根拠を説明していただけないか。

○新里勝也農林水産部参事 漁業法の第31条でいう分割、変更、放棄の中の放棄というものは、共同第5号という免許全てを返上する、全てを放棄することを放棄と解釈しております。そして先ほどから申し上げておりますように、水産庁の技術的助言の中でも一部放棄、共同第5号全体の一部を放棄する場合は第22条でいう変更該当しますということが従来水産庁の見解でございます。県としてはそういう判断のもとに全部ではありませんが、今回の臨時制限区域の中、全体の一部の海域においても漁業権は存在していると解釈しております。

○又吉清義委員 今、違いがよくわかりました。委員は共同漁業権全部が消滅することが放棄という解釈はしていませんので、部分、部分を放棄するのだと。皆さんは全部と解釈しておりますが、どこでずれているのかよくわかりましたので、また改めて議論できるかと。ありがとうございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 知事公室長初め、総務部長が大変苦勞していることをよく理解した上でやはり質疑させてください。これは将来5年、10年という形で議会の議事録に残ることですから、苦勞は知っていますがあえて質疑したいと思っています。

先ほどからの訴えの提起について、基本的なものは517万2000円の訴えの提起ではなく、知事が言う普天間飛行場を辺野古につくらせないということを含めての全部の裁判だと思っています。我々は決して普天間飛行場を辺野古に推進しているわけではありません。そういった意味では、普天間飛行場の危険性の除去を最優先にするために今一生懸命汗をかいているのであって、それが最大の目標です。そういった意味で率直な意見ですが、今度の裁判で普天間飛行場の辺野古工事をとめることができるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今般、我々は差止訴訟とあわせて仮処分も求めております。仮処分でもし認められたら多分とまると思います。あと前後関係があ

りますが、差止訴訟で県の主張の正当性を認めていただければ、それはとまるということでございます。

○中川京貴委員 この辺の確認です。やはり県民の皆さんは新聞報道、テレビ報道でいろいろな思いがあると思っています。これで普天間飛行場の辺野古代替施設建設がとまる、本当にとめることができるのか、できないのかということを含めて総務部長と知事公室長にもう一度聞きたいと思います。とめることはできますか。

○謝花喜一郎知事公室長 繰り返しになりますが、裁判所が請求の認容判決を行えば岩礁破碎等行為がとまるということでございます。また訴訟提起の際に仮処分の申し立ても行う予定ですので、裁判所が仮処分の決定を行えば判決前に岩礁破碎等行為がとまるということでございます。

○中川京貴委員 私が質疑していることは、一時的に岩礁破碎をとめることはできるかもしれませんが、普天間飛行場の辺野古代替施設建設をとめることができるのかということ聞いています。

○謝花喜一郎知事公室長 今、県が求めていることは、無許可の岩礁破碎等行為をとめるための差止訴訟、仮処分の申請で、それ以外の、岩礁破碎等行為に該当しない行為は我々の訴えの内容に入っていないので、それだととまらないと。

○中川京貴委員 この訴えの提起は何のためにやるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 無許可の岩礁破碎等行為をとめるために行います。

○中川京貴委員 目的は、普天間飛行場を辺野古につくらせないということが最大の目的ではないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件につきましては知事も本会議で答弁していたと思います。やはり、最高裁判所の判決を受けて埋立承認が適法になされたものということを前提に、我々は法律に基づいて手続を厳正にチェックしているところでございます。無許可の岩礁破碎等行為が行われることが確実な状況の中、法律による行政の原則から我々はそれを放置できないということで一本来

であれば我々も訴えをしたくはなかったのですが、許可手続申請もやっていただけでない、そして行政指導にも応じていただけない中では行政としてやると。知事もこれについては理解いただいて、そういったことはやはり必要だということで、訴えの提起について知事にも承認いただいたということでございます。

○中川京貴委員 あくまでも知事公室長は訴えの提起だという説明ですが、今そのことが出てそれは漁業権の話になると思いますので触れます。

本会議の代表質問、一般質問でも出ていましたが、漁業権というのは基本的に一本会議での答弁を聞いていてその通りだと思ったのは、県から免許をいただいた組合を通してそこで生活を営む保証の漁業権だと思っておりますが、それでよろしいですか。

○新里勝也農林水産部参事 表現はいろいろあると思いますので正確を期すために条文を読み上げたいと思います。漁業法第2条において漁業の定義をしております。読み上げますと、「この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。」。事業というのは営む、生計を立てるということにつながってくると思います。漁業はそのように定義づけされておまして、漁業権の定義が第6条において表現されております。第1項で「この法律において漁業権とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。」そして第2項におきましてこの3つの定義がありまして、「定置漁業権とは、定置漁業を営む権利をいい、区画漁業権とは、区画漁業を営む権利をいい、共同漁業権とは、共同漁業を営む権利をいう。」となされております。そして第3項で定置漁業とは何ぞやという定義があり、第4項で区画漁業—これは養殖の漁業ですが、第5号で今議論しています共同漁業—これは網であったり、藻類をとったり、貝類をとったりする漁業です。そういう定義がなされております。漁業権というのはそのように法律の中で明確に定義づけされておりますので、先ほど委員がおっしゃった表現もほぼ妥当だと思いますが、あえて正確を期すためにそのように読み上げさせていただきました。

○中川京貴委員 今、農林水産部参事が説明したとおりだと思っております。漁業権は生活を営む、また養殖も含めてやると。県に漁業権があるのですか。県は漁業の免許を与える権限があるのであって、漁業権は各組合が申請をして県が免許を与えると。では、県は漁業を営んでいるのですか。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど第10条も読み上げましたが、第10条で「漁

業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。」と表現されておりますので、知事は当然免許を設定する者であって、免許を所有する者ではないという考えです。

○中川京貴委員 今、農林水産部参事が答弁したとおりです。県には漁業権はありませんよね。これは知事公室長も認めますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、農林水産部参事が答弁したとおりだと私も理解しております。

○中川京貴委員 県は免許を与える権限があるのであって、沖縄県の各漁業組合からその申請が上がれば先ほど又吉委員が質疑したとおりそれを県が委員会、諮問機関を経てその免許を与えてどういう事業をするということが県の仕事であると認識しております。そういった意味では、今回、名護漁協はそういった手続を踏んでやっているのに、それを県が頭越しに手続不備だからと言って裁判に提訴するという事は果たして妥当なのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず漁業権の設定されている漁場に当たるのかどうか、先ほど来ずっと答弁されておりますので、これは我々と見解の相違がございますが、まだ漁業権の設定されている漁場に該当するという前提で答弁させていただきますと、漁業調整規則では漁業権の設定されている区域において知事の許可を得ない岩礁破碎等行為を行うことも禁止しているということで、一般的な不作為義務を課しているということでございます。そのため県はその義務を負っている相手方である沖縄防衛局に対して不作為義務の履行請求権を持っているわけです。今回の差止請求権はその不作為義務の履行を求める一やめなさいという義務の履行を求めるということを訴えているものでございます。ですから繰り返しになりますが、県は漁業権を持っているわけではございませんが、漁業権が設定されている区域において漁業調整規則に基づく一般的な無許可の岩礁破碎等行為をしてはならないという禁止行為に違反している、違反する可能性が高いということで差止訴訟を提起せざるを得ないという流れでございまして。

○中川京貴委員 これは代表質問、一般質問、きょうの委員会もそうですが、最大の目的は辺野古に基地をつくらせないということが目的ですか。

○謝花喜一郎知事公室長 これは県政の重要課題ということでやっておりますが、やはり我々はよくいう法治国家ですので、法令に基づいて適正に審査しますということは何度も答弁しています。我々はまた法律の行政ということは何度も答弁させていただいていますが、今回のものも岩礁破碎等の許可申請をやっていただければよかったです。ところが水産庁の見解云々ということではないということで、我々からしたら何度か水産庁ともやりとりをさせていただきました。ところが従来の政府見解、水産庁の見解とも異なる、そしてこの漁業権の設定されている云々のところは我々の自治事務ですので、県に有権解釈権があるということで、我々はそのような無許可の岩礁破碎等行為を行政として放置できないと。そのためにやるということにして、恣意的に、重要課題ではありますが、我々も適正に法律をやる中でこれはさすがに放置できないということで訴えの提起をするわけでございます。

○中川京貴委員 ただいまの知事公室長の答弁は大変重要な答弁でありましたので確認したいと思っています。

今、知事公室長は法治国家であって法令に従って、この自治体ももちろん法律にのっとってやっていくと。そのために訴えの提起をしたということでありますので、その結果、裁判で判決が出たら法律にのっとって全て従いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 判決というのは事件性の原則というものがあまして、この事象に基づいて結果が出ますのでそれに従うことはある意味当然でございます。その後、さまざまな事象が出てくる可能性があります。そのときはそのときでまた関係法令に基づいて厳正に対処する、これもまた当然です。

○中川京貴委員 私が聞いていることは、法治国家の日本であって、法律、法令に従うと。そしてその手続をやって提訴をするという答弁でしたので、その結果、普天間飛行場の辺野古建設も含めて裁判で最終判決が出て、そしてその手続が進められたときに法律に従うということに理解してよろしいですね。

○謝花喜一郎知事公室長 そのときそのときの関係法令に基づいて我々は厳正に、適正に対応いたします。

○中川京貴委員 そうであるならば、なぜ517万円の補正とかではなく、知事は撤回をしないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今の議論はよくわからない部分が実は正直あります。我々は法律に基づいて行政をやりますということで、今回は法令違反を放置できないということでやります。撤回というのは承認違法のさまざまな事象を踏まえて、これも一定程度放置できないということで将来的に効力を無効にするということでございます。この撤回というのは、ある意味法律の観点からいろいろな要素を考えていますので、これはやはり慎重に検討しないといけないと我々は考えております。その部分については知事も集会で明言もしているところではございますが、我々はそういった撤回というものについてはやはり法令に基づいて一つ一つ慎重に検証をしないといけないだろうということは思っております。そういったことで何でもかんでもあたかもとめるためにやるという姿勢を県が持っているわけではなくて、繰り返しになりますが、法律に基づいて適正に、厳正に一つ一つのものを審査しているという行政として当然のことを今させていただいているということでございます。

○中川京貴委員 知事公室長は全て知り尽くしていると思っておりますが、知事が撤回をしたらテレビやマスコミからも出ていましたが、損害賠償が出ると。基本的には県の支出になると思いますが、知事が払うのですか、県が払うのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 どういった要件で撤回を行って、相手方がどういった理由でもって損害賠償請求をするかということを今の時点で私も想定できません。ただ一般的に申し上げたいことは、知事は行政機関の長として撤回を行うことになろうかと思っております。その際にやはり行政機関の長として……。

例えば国家賠償法というものがあると思いますが、国家賠償法では公務員個人が損害賠償責任を負うのは、公務員個人に故意、重過失がある場合に限られています。ですから、撤回をするに当たり知事に故意または重過失があると認定されるような事案であればそれはあるかもしれませんが、撤回するに当たり我々は故意や重過失がないような形で事務方としては法律構成を当然しなければならぬものということで、そういったことがないような形で考えておりますので、基本的には撤回についてもより慎重に対応するというところでございます。

○中川京貴委員 今、知事公室長が答弁したとおり、重大過失があるかないかの判断だと思っております。その重大過失があるかないかの問題は、例えば1日3000万円、5000万円という工事が撤回でとまったら、10日で3億円、5億円、

1カ月では何十億円というお金になります。それは恐らく県が支払わないといけないと思っています。しかしそれを見た沖縄県民がこれは知事の判断でとめたのだからあなたが払いなさいと言って訴えられたら今のそれに該当すると思っています。それで知事は撤回ができないのです。そうでなければ早く撤回すればいいのです。とめればいいのです。撤回をすればとまります。違いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 仮定的な話ですので少し答弁しづらい部分がありますが、先ほど答弁したように、故意または重過失という部分がないような形で我々は撤回に当たっても慎重に考えなければならぬだろうと。事務方としては、やはり知事がそういう明言をしている部分がありますので検討はしますが、それをやるに当たっては行政として当然にそういったことが指摘されないような形でやるということはある意味当然でございます。そういったことが厳選された上であれば損害賠償請求という事案は出てこないだろうと思っております。

○中川京貴委員 私たちはそれを知っていて言っています。みんな、撤回、撤回と言いますが、翁長知事が知事をやめた後もそれは追ってくるということなのです。知事がやめた後、老後も裁判は追ってきます。ですから、知事は苦しんでいると思っておりますが、違いますか。

○謝花喜一郎知事公室長 私は知事からそういったことを聞いたこともございませんし、知事のお気持ちをそんたくすることもありますので、何ともお答えのしようがございませんが、先ほど来答弁させていただいたように知事は集会でそういう発言をしております。我々としては撤回に当たってはさまざまな要件、これは通常の法令による違反といえますか、違法な訴訟とは違うということも十分認識しております。そういった中で十分に論理を組み立ててしっかりと論拠があるという形にして撤回に踏み切ることになるだろうと思っております。

○中川京貴委員 皆さんは正直に言って公務員ですからそういった損害賠償が出てきても一これは恐らく県税ですよね。しかし、企業だと会社にダメージがある、リスクがあると判断した場合、弁護士と相談して訴えない場合が多いのです。リスクを伴うような仕事を企業はしません。しかし皆さんはリスクを伴わないのです。わかりますか。リスクを伴うとするならば、最後は県民の税金で知事が負うのか、皆さん方はやめていったら訴えようが、訴えまいがリスク

は負いません。そういった意味ではこれは必ず5年後、10年後にも議事録は残ると思っています。その当時の判断は誰が正しかったのか、間違っていたのか、きょうの答弁も含めて10年後、普天間飛行場が返還された後に必ずそういった記録は残っていると思っています。その証拠にもう一つ申し上げます。中城港湾、泡瀬埋め立て、今、工事をしていますよね。あれも裁判で一時的に工事がとまりました。そのリスクも大きかったです。これを受けた工事の事業者も全部とまりました。県は業者の皆さん方に一時的に工事がとまったということで損害賠償を払いましたよね。賠償金ではないとしてもとめられた間の補償はしたはずで。結果的に政権がかわったら今は全会一致です。反対者がいますか。時代の流れ流れというのはこういうことがあるのです。今、知事公室長が大変苦しんでいることはわかります。しかし行政には継続性が必要であります。次の知事にかわって「やはり、やりましょう。」と言ったらどうするのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 次の知事がかわったらということについては、現時点では答弁を控えさせていただければと思います。

○中川京貴委員 大変苦勞をしているということをおかきながら質疑をしていますが、行政は継続性がなければ事業はできません。そのトップ、トップがかわった時点でころころ変わったら事業はできないですし、その都度裁判になる、そして司法に従うと。そういった意味ではぜひ普天間飛行場の危険性を除去するために、お互いみんな傷ついていますので、早目に問題解決に向けて知恵を出していただきたいと要望を申し上げて終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今回の提訴費用を確認したいのですが、この裁判の提訴名を改めて教えていただいてもいいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回の訴えの提起における事件名は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件としております。

○比嘉瑞己委員 岩礁破碎許可が争点になっていくと思いますが、この517万2000円という予算額について先ほどのやりとりの中でも少し説明がありまし

た。行政としては正当な手続を経て裁判に持っていく、そのためにはきちんと精査をして訴えの提起になっていくという話がありましたが、その流れをいま一度確認させていただいていいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 まず公有水面埋立願書には、計画案に限らず、岩礁破砕等が必要な部分がありました。ただ、その岩礁破砕許可手続の許可の期間がことしの……。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から質疑の趣旨確認があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 訴えの提起に当たりましては、沖縄県庁には庁議というものがあまして、その下に庁議幹事会というものがあります。ただ、条例や今般の訴えの提起等については法制審議会というもので法令のさまざまな要件について検討を重ねた上、法制審議会の中で議論がなされて承認なされたもの、これは庁議幹事会で承認なされたものとみなされて庁議に上がります。庁議に上がった上で—今回のものは訴えの提起ですので、議会の議決事項ということで上げるということについてもかけていますが、今般それが庁議で認められたので今回議会に提案させていただいたということでございます。

○比嘉瑞己委員 決して裁判の乱発とかではなく、正当な理由があって行政としての対応だということで理解していいですか。

○謝花喜一郎知事公室長 庁内手続はしっかり踏んだと思っております。

○比嘉瑞己委員 先ほどから漁業権の話が出ているので私からも少し確認したいと思います。今回、国と県との違いですが、名護漁協協同組合の行った一部放棄は漁業法第22条の変更と放棄のどちらに該当するのか、そのことで論点になっていて、県は変更だと。そして国は放棄ということになっていますが、これについて先ほどのやりとりを聞いていると、従来の政府の見解があったにもかかわらず変わったという話がありました。この従来の国の見解が報道を見て

いても県民もよくわかりづらいのです。直近は平成24年ということでしたが、それ以前にもいろいろ見解があったと聞いています。これまでの水産庁の見解を教えてくださいませんか。

○新里勝也農林水産部参事 まず古いほうからということで先ほど説明しましたが、昭和60年の参議院での議論の中で、趣旨としては漁協が一部消滅を総会で議決したことでもって、答弁としては「直ちに共同漁業権が消滅するものではない」という見解がございます。これは閣議決定された見解でございます。そして先ほどの平成24年6月8日の技術的助言という文書の位置づけですが、共同漁業権は10年に1回切りかえをしております。直近では平成25年9月1日の切りかえに向けて平成24年の技術的助言は出されております。したがって、その10年前の平成15年9月1日の免許に向けて平成14年にも同じような技術的助言—当時は技術的助言ではなく通達ですが、全く同じように出されております。その技術的助言の内容を少し読み上げますと、「免許後の漁業権の変更について」という欄がございまして、「漁業補償の際に、組合の総会の議決を経た上で、事業者との間で「漁業権の変更（一部放棄）」等を約する旨の契約が交わされる事例が見受けられますが、かかる契約行為はあくまでも当事者間の民事上の問題であり、法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更をされるものではありません。」という通知がございます。この通知をもとに先ほどの政府見解も含めてこれが平成24年の段階で最新の、現時点での水産庁の解釈と認識しております。その間に先ほども説明しましたが裁判例が幾つかありまして、反対の例もございますが、水産庁としては平成24年の時点で過去の裁判例を踏まえても見解としては一部放棄は変更にあたるという解釈のもとに全国の都道府県知事にこういう文書を発して指導しているという解釈でございます。

○比嘉瑞己委員 このように過去ずっと同じ見解を政府みずからが示してきたのに、ここに来て変わったと。この新しい見解が出てきたのがことしの5月1日の通達ですよね。この通達を私も読ませていただきましたが本当に簡単なもので、最後に書かれているのが「漁業権の変更と一部放棄を混同することのないよう適切に対応される」と、混同という言葉がありますが、これは従来の政府見解から見れば混同するどころか一貫していると思います。「混同することがないように」と言われていますが、そこはどうお感じになっているのですか。

○新里勝也農林水産部参事 水産庁の通知は承知しておりますが、直近で全国

的にそういう争いになった事例は最近はないようです、バブルのころの開発ブームのころにはいろいろあったと聞いておりますが。そういった過去の対応も含めて混同されないようにという趣旨でこういう文書を出したものと理解しております。我々としては一貫して水産庁が対応してきた従来の見解が現時点では我々の見解と考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 こういった形でやっていて、岩礁破碎許可のことで政府との見解がどうやら違うようだというのですが、ただ沖縄県としても政府の見解をきちんと照会するための努力もこの間してきましたよね。その照会、また行政指導という形でも皆さんは努力をしたと思いますが、この間の国とのやりとりの経緯を教えてもらっていいですか。

○新里勝也農林水産部参事 我々はことしの3月31日に前許可の期限が切れまして、期限が切れる1カ月前ごろから調整をした上で申請が上がってくるものと想定しておりましたので、3月末あるいは切れてから4月にも許可が必要ですという通知をしております。しかし、当該事業者の沖縄防衛局からは漁業権が消滅しているので申請は不要というような回答が来ておりました。これを踏まえて県としましては、4月25日に一旦水産庁に対して許可の必要性について照会をしております。回答が5月1日付で来ましたが、内容がほとんど答えられていないようなものでしたので、改めて5月15日に再度細かい具体的な質問項目を挙げて照会しましたが、5月25日付の回答については同様に具体的に見解を変えた云々の説明もなく、きちんとした回答になっていないということをもって県としましては従来の見解は変わっていないという判断のもとに5月25日に再度沖縄防衛局へきちんと許可申請手続をしてくださという文書を出したところ、6月1日に沖縄防衛局からは水産庁の見解のもとに漁業権はないので申請は不要という回答が来たというのがこれまでのやりとりでございます。

○比嘉瑞己委員 最後に知事公室長にお聞きしたいのですが、政府も従来の見解があって、それを沖縄県としては遵守してきたと。それにもかかわらず急遽180度変わる見解が出てきた、それでも沖縄県としては努力して、いろいろな照会も行ってきたけれども答えてもくれないと。こうした意味で地方自治体として法的な法令遵守の立場からこれまで対応してきたけれども、残念ながら国が答えてくれないのでやむを得ず今回の裁判に至ったと今話を聞いて理解しました。そういった意味で、県が法令遵守の立場で今回裁判を行ったということに対しての知事公室長の言葉を最後にもらえますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、委員から御発言があったとおりでございます。我々は法律に基づく行政の観点から、無許可の岩礁破碎等行為を放置できないということでございます。ぜひこの補正予算については御理解いただいて承認いただければと思っております。

○新里勝也農林水産部参事 先ほど比嘉委員からの質疑に対する答弁で答えた沖縄防衛局へ改めて許可が必要ですよという文書を発出した日を5月25日と申し上げたようですが、正確には5月29日でございますので、修正させていただきたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 今回、補正予算ということですので、少し予算的に確認したいと思っております。

今回、財政調整基金の繰り入れということですが、この財政調整基金の説明をいただけますか。

○宮城嗣吉財政課長 財政調整基金ですが、計画的な財政運営を目的に設置されておりまして、災害発生等の緊急事態とか、あるいは想定外の歳入減、緊急の支出に備えて積み立てているもので、今回のように緊急に対応を要する経費の財源として活用させていただいております。

○上原章委員 今現在この基金は幾らぐらいあるのですか。

○宮城嗣吉財政課長 決算の見込み、平成28年度現在高で235億9000万円になります。

○上原章委員 通常こういった基金というのは、その年度、年度、先ほど言っていた緊急のときに使ったり、余裕のある財源のときに積み立てをするということだと思いますが、常にこれだけの基金を維持しないといけないという目安があると思っております。これは今、維持されているのですか。例えば、財政再生基準一都道府県は目安として標準財政規模の5%とか、一つの基金のありようというものがあると思っておりますが、この辺は大丈夫ですか。

○宮城嗣吉財政課長 財政調整基金とか、どの程度の規模という部分は法令的にはありませんが、解説書とか、一般的に言われているところで今、委員がおっしゃるように標準財政規模の5%程度を目安とするという考え方もあります。ちなみに、平成28年度の標準財政規模の5%程度というのが183億5800万円でありますので、それを上回っている状況です。

○上原章委員 最後に、今回517万2000円の支出ということですが、今回の裁判の一審での一つの目安の費用ということで先ほど説明があったということでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 そのとおりでございます。

○上原章委員 もし今回提起して、県が一つの国を相手に訴訟を起こすと。これがもし受理されなかった場合、この費用というのはどのようになっていくのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の517万円の内訳ですが、これは訴状の作成や証拠の整理、そして裁判所における訴訟行為全般ということになっております。訴状の作成や証拠の整理等は既に委託の中に入っておりますので、それで今契約しております。今の委員の御指摘は、いわゆる門前払いをされたときにどうするのかということかもしれませんが、出すことは出しますので、裁判所における訴訟行為全般という部分がなくなる可能性はあるかもしれませんが、契約はそれでも行っておりますので、この517万2000円はそのまま弁護士にお渡しすると考えております。

○上原章委員 先ほど3名分、6日間ということで説明を受けました。今回、皆さんは議会に提起のための予算審査をされていて、今お話を聞くと既に契約して作業に入っているということですが、議会を通らなかった場合どうなるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員の御指摘は、今何か準備をしているのではないかとということですが、我々は議会の議決を得た上で正式に弁護士の先生方と契約をするわけで、今の時点で契約はしておりませんので、議決として通った後に契約を締結して作業を行うと。それから証拠等を集めて作業を行って訴えの

提起を速やかにやるということですので、今の時点で何か費用が生じているということはございません。

○上原章委員 今の知事公室長のお話は、この517万円は受理されようがされまいが向こうに作業は頼んでいるので全部渡しますということですか。

○謝花喜一郎知事公室長 失礼いたしました。

契約した時点からそういった作業が出てまいりますと、委託の内容の説明をさせていただいたということでございます。

訂正させていただきたいと思えます。

○上原章委員 一審でこれだけの費用を1つ想定していると聞いたので、例えば提起をして、これから裁判が始まりますよね。その中で弁護士にお願いすることとか、当然弁護士が中心になって裁判等をやるわけですので、受理されないという想定もあり、またきちんと受理されてしっかり審議されるという想定もあります。それでもこの費用は全額弁護士費用であり、その後想定されるであろういろいろな作業が受理された後に出てくることについて、その費用は出ないということでもいいですね。

○謝花喜一郎知事公室長 委託契約が締結した後はこれで全てやっていただくという内容の契約で相談させていただきたいと思っております。

○上原章委員 私も素人なのでよくはわかりませんが、普通は準備段階のための費用は幾らと。それから裁判が進む中で弁護士は1時間2万円という1つの基準があるのか、皆さんが言うようなやり方がこれまでの裁判でもそうなのか、そのことも含めて今後その費用は発生しないということで我々議会は理解していいですか。後でまた実はこのように必要になりましたという形で出てくる可能性は本当はないと受けとめていいのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 一審判決はこの額で全て対応していただくことを考えております。

○上原章委員 この受理されないという中でも費用はこれだけかかる、そして受理されてこれが進んでいくだけのこの費用、この辺に県民からもよくわからないような部分がありまして、これまでの裁判もそういう形だったと受けとめ

るしかないのでしょうか、これは普通のやり方なのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々は受理されないということは想定していませんが、通常はそういう形でやっているものと理解しております。受理される、されないにかかわらず、訴訟に係る費用全般ということですか。

○上原章委員 費用に対する考え方として、受理されるまでの作業とその後の作業と、普通は分けることもできるのですか。全く労が違うのですが。

○謝花喜一郎知事公室長 確認しましたけれども、これまでも全部今回のような形で契約はさせていただいていると。今般もそれを踏襲したいと思っております。

○上原章委員 要するに税金を使うわけですので、可能な限り必要な経費としてやることは理解できますが、今のように最初からこれだけかけますという形にする方法しかないのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 契約する段階で門前払いを想定するということはそもそも我々には行わないわけです。しっかりと受理してもらうような形でやると思いますし、弁護士の先生方もそういう思いで作業していますので、こういうことをこれまでもやってきたということでございます。

○上原章委員 いずれにしても、これからはいろいろな局面があると思います。普通、県がいろいろな委託をする場合、例えば見積もりをとったり、幾つかの中で少しでも県民の税金が無駄に使われない—無駄と言わず、効率よくということになりますので、当然やるからには勝つためにやるのでしょうか、今言ったように受理される、されない、全く一くくりでお金はこれだけ託しますからというようなやり方が本当にいいのかどうか、庁内でもう一度検証してもらえればと要望して終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今の上原委員とのやりとりの中で、門前払いといいますが、受理されなかった場合も517万円は戻ってこないわけですね。皆さんはその

中でやるわけですよ。これは弁護士が受理されるだろうと、受理に持っていくということで、弁護士、そして皆さん含めてやるわけですから、裁判にもならず門前払いされたときの500万円というお金の責任は誰がとるのですか。先ほども責任をとらないのが行政だという話がありましたが、裁判にもならなくてこの500万円をやるということになったときの責任は誰がとるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 我々はしっかり入り口で却下されないような形でやりますが、そのための訴状の作成や証拠の整理、そういったものを弁護士には突貫工事でやっていただかないといけないと思っております。そういった中で裁判にならなかった場合、誰が責任を負うのかということですが、我々としてはそうならないような形でしっかり対応していただけるということで考えているところであります。

○當間盛夫委員 そうでしょう。そのようにやっていると思いますが、500万円でも、税金は税金なわけです。あなたたちのものでもない、弁護士が勝手に使うようなものでもない、ましてや基金から一何とか基金というものがあるらしいですが、そこから出るようなお金でもないわけですので、税金のその部分での使途が、「いや、これはやったけれども、仕方がないさ。」ということにはやはり我々からしたらならないのです。その分でのものを審議する中では。まあ、これはいいです。皆さんも受理されなかったことについて責任的な部分をどう持つのかということは、ぜひ県庁内含めて弁護士とも検討してもらいたいと思います。弁護士費用云々という部分が大半で、そのときになったら弁護士がそのことのものを太刀打ちできるということを行っているぐらいですので、その皆さんがどうするかということもぜひ検討してもらいたいと思います。

いろいろとやりとりでわかりました。変更になるので一部放棄というのはないと。そして自分たちのものがあると。このやりとりそのものというのは、先ほど防衛省一防衛施設局ですか、そのやりとりを出しなさいとか、これは変更にあたるからこのことを、岩礁破碎の一今度のものです。この事案が岩礁破碎等行為になるので出しなさいというやりとりをしていますよね。これは何回ぐらいやったのですか。

○新里勝也農林水産部参事 相手方としては沖縄防衛局になります。先ほど申し上げたように、3月31日で切れていて、それ以前にも指導はしていましたが、それ以降で言いますと、沖縄防衛局に発出した文書は4月5日に一旦出しまして、回答が来た。その後、水産庁に2回照会をして、きちんとした回答がな

かったと。その後、5月29日に文書を出したという意味では2回行政指導を行っております。

○當間盛夫委員 辺野古の岩礁破碎の一部変更の部分と那覇空港の岩礁破碎のものも皆さんからしたら変更だということがありますが、この違いを……。例えば、那覇空港のものは沖縄総合事務局一国土交通省の部分でのもので、こういう形で変更ですので出してくださいという形で向こうは出してきたという形があるのか。少しその辺を説明していただけますか。

○新里勝也農林水産部参事 沖縄防衛局はこれまで申し上げたように漁協の総会で議決したので漁業権はないという見解で、申請は行わないという対応をしております。一方、内閣府沖縄総合事務局那覇港湾空港整備事務所ですが、こちらにも漁業権者—これは関係漁協が5漁協ございますが、5漁協の漁業権の一部放棄の議決を受けております。しかし、漁業権の消滅した場所も含めて—それ以外に仮設栈橋などもありますので、消滅を決議した場所も含めて岩礁破碎等許可申請を行っております。そしてそれを審査して許可をしたということでございまして、同じ国の機関でありながら異なった対応を行っているという認識でございます。

○當間盛夫委員 知事公室長、いつまで国と司法の部分で皆さんは争うつもりですか。皆さん知事公室は辺野古のことだけではないはずなのです。行政全般というのは。法律があるので法律にのっとってやっていますと言うのでしょうか、これまで辺野古の部分で国とどれぐらいの頻度で協議といたしますか、それはやられてきましたか。全くそのことも相手が門前払いで辺野古に関する話し合いなり、交渉なり、協議というのが一切できる状態にないのだということでしたらそれでもいいです。

○謝花喜一郎知事公室長 公式の場としては、普天間飛行場の負担軽減の作業部会というのがあります。そういった中でしっかり協議してくださいというような話もしていますし、その必要性等についてもいろいろ議論させていただいていると。ただ、非公式な中でも沖縄における基地問題というのは辺野古だけではございませんので、沖縄防衛局、それから本省の各局長クラスの方々とも日ごろから電話でのやりとり、それから上京した際に意見交換—これはさまざまに形で意見交換はさせていただいておりますので、いつでも本音で話をする場面はあります。ただやはりこの部分について、相手は相手の主張をする、こちら

はこちらの主張をという形で今回の岩礁破碎等の許可についても、どうしてやってももらえないのかという話も本音の部分ではさせていただいております。

○當間盛夫委員 皆さんは行政の部分があると思いますが、国とのものをいろいろな意味でもっと協議すべきだと思います。対峙しているからすぐ司法にということではなく、お互い行政の国と県という中の行政の部分があるわけですから、やはりその辺はもっと協議を一本当に膝を交えてやってくる、そして知事も司法に何か事を求めるということは、政治的には違うと思います。県民に選ばれた知事であるわけですから、司法に基地のことを求めるのではなく、やはり政治交渉の中でどのような形でものを進めていくかということが大事だと思います。翁長知事になって基地被害を含めてそのことが減っているかといったら、逆にふえているではないですか。知事公室長になっても。何が減っているのですか。普天間飛行場の部分にしてもそうですし、嘉手納飛行場駐機場の問題、騒音にしてもそうですし、何ひとつその分でのものが減っていない。このことはこういうことも含めて、もっと皆さんもそういう協議の中の一県がこういう対応のあり方はどうかということも含めながら基地問題に関しては対応しないと、国とただ対峙をしてそういう被害的なものが減るのではなく逆にふえてしまっているという現象の反省もやらないといけないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 この件に関しましては委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほども少し答弁しましたが、基地問題というのはさまざまな分野がございます。今般の嘉手納飛行場の件につきましては、防衛省においても県の見解と大きな相違はないと考えておりますし、ぜひこれからもそういった基地問題に関する国との意見交換は必要だと思います。あと、政治的なというお話もございましたが、この件につきましては知事も、もしそういう機会があればということでお話もしておりますし、委員の御意見はごもっともな意見として知事にもお伝えしたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後 0 時 1 分休憩

午後 1 時 20 分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第 1 号議案沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは乙号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成 29 年第 3 回沖縄県議会（定例会）議案（その 2）及び同（その 3）にございますが、説明はお配りしている平成 29 年第 3 回沖縄県議会総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

それでは議案資料の 1 ページをお願いいたします。

乙第 1 号議案沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、情報公開条例における不開示情報となる個人情報及び個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化、その他所要の改正を行うため、条例を改正するものであります。

改正の具体的内容を申し上げますと、1 つ目に、情報公開条例で規定している不開示情報となる個人情報の定義について、その他の記述等の具体的事項を定めます。

2 つ目に、個人情報保護条例で規定している個人情報の定義について、その他の記述等の具体的事項を定めるとともに、個人識別符号について定義します。

3 つ目に、字句の整理等所要の改正を行います。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、乙第 1 号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第 1 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** それでは、議案説明資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、自動車取得税に係るエコカー減税の見直しを行うとともに、不動産取得税について、居住用超高層建築物の税額算定方法の導入、及び保育の受け皿整備の促進のための措置に伴う課税標準の特例措置を拡充する等の必要があるため、条例を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、自動車取得税におけるエコカー減税について、対象範囲を平成32年度燃費基準のもとで見直しを行った上で、適用期限を平成30年3月31日から平成31年3月31日まで延長するものであります。

2つ目に、居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）に係る不動産取得税の課税標準の算定にあたり、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正する措置を講ずるものであります。

3つ目に、家庭的保育事業等に係る不動産取得税について特例措置を拡充するものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 イのタワーマンションに関する固定資産税の見直しと申しますか、固定資産税というのは市町村の分ですよ。県がこのことを決めて市町村にはどのような形で周知されるのですか。

○千早清一税務課長 実は、今回の平成29年度の税制改正で基本的には固定資産税の見直しもされております。同じような形で税制改正になって、それは市町村になるものですから、それはそちらの市町村で条例改正等がされているものと思慮されます。不動産取得税は固定資産税の評価をベースに課税するものですから、固定資産税の評価の見直しとあわせて、そちらでも固定資産税の拡充をするという形になっております。

○當間盛夫委員 これまでは一つの分ですよ。いわゆるタワーマンションを含めて1階も30階も同じような分だったものが、低層のほうを落として実勢価格は上のほうが高いというものからしてはそこに合わせると。これはいつから適用するのですか。これから販売される部分なのか、いつからの適用ということになりますか。

○千早清一税務課長 適用は、まず平成29年4月1日以降に新築された、つまりことしの4月1日以降に完成と申しますか、新築された物件が対象で、この課税標準の特例は平成30年4月1日以降課税されるものから傾斜配分と申しますか、補正措置を講ずると申す形になっております。

○當間盛夫委員 ことしの4月完成と申しますか、その分で適用は平成30年という形になると。これは総量は変わらないですよ。総額と申しますか、この不動産取得の額というのは。

○千早清一税務課長 基本的には1棟としての評価額を出して、それで居住用の占有面積の分の案分率をどうするかという改正ですので、おっしゃるとおり1棟としての評価額は変わりません。

○**當間盛夫委員** 最後になりますが、メーカーといたしますか、販売する側、購入する側の意見的なものをチョイスするということがどうなのかわかりませんが、その辺のものはどうですか。

○**千早清一税務課長** 今回この見直しになった背景には、タワーマンションの場合どうしても高層階のほうが販売価格が高く、当然低層階は安いという中で不動産取得税とは別に固定資産税については同じということで、特に相続税対策関係でいろいろ下層階から不満が出てきたという部分と、あと相続税が見直しになって、その相続税対策でタワーマンションの上を購入するという背景もあったので、今回の改正がなされたものと認識をしております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任について御説明いたします。

この議案は、沖縄県人事委員会委員1人が、平成29年7月31日に辞職することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

人事委員会委員は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任するものであります。

御提案いたしました島袋秀勝氏は、弁護士として法曹界で活躍され、沖縄弁護士会会長や沖縄県行政不服審査会会長を歴任するなど、法律や行政に関する幅広い知識を有し、人格、識見ともすぐれており、人事委員会委員に適任であることから、議会の同意を得て選任したいと考えております。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。
御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。
これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 宮國委員長の期限は平成31年までであるということですが、辞任される理由を教えてくださいませんか。

○**金城武総務部長** 御本人からの辞職の理由といたしましては、一身上の都合と聞いております。

○**當間盛夫委員** 私が聞く分は、県との裁判の中での弁護があるというお話もあるのですが、そういう認識でもいいですか。

○**金城武総務部長** 御本人から聞いている内容では、今、一身上の都合と聞いております。

○**當間盛夫委員** 任期が平成31年まであって、簡単にやめるとかそういう分では本来ないはずですが。やはり、人事委員会という大事な委員会で委員長というポストの中でただ一身上の都合というだけでそれができる—できる—といいますが、本人がやめると言ったらやめざるを得ないと思いますが、そういう部分での選び方からすると、皆さんはどのように考えますか。

○**金城武総務部長** 御本人から5月末に退職の申し出がありました。やはり御本人もやめることに対する影響はできるだけ避けたいという思いもありまして、切れ目なく次の方にしっかりと事務を引き継いでいきたいということで7月末まで御本人は任期がありますが、きちんと切れ目なく適任者を選任していただきたいということでこういう手続を今とっているところでございます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 仕事内容を見て、地域バランスはどのようになっていますか。例えば那覇市だけに集中しているのか、やはり地域ごとに広がるのが非常に重要かと思いますが、この3名の方々はどのようになっていますか。

○金城武総務部長 法令上、特に地域バランスといえますか、バランスよく任命しないといけないという規定はございません。

○又吉清義委員 規定はないかと思いますが、皆さんの役割を見た場合とても大事なことはないのかと。例えば那覇にいる方が名護の方を常日ごろからよく知るわけでもないですし、そういったバランスがあることによってより正確な役割と任務を果たすことができるのではないかと思います。それも前々から聞いておりますが、ぜひまた一今、適当者がいなければ仕方ないかと思いますが、ぜひ地域バランス等の配慮も今後必要ではないかと思ってあえて聞いている次第でございます。今まで地域バランスを考えたことはないということですが、ぜひ地域バランス等も考えていただくとそういった役割等が100%発揮されるのかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○金城武総務部長 人事委員会の役割として人事行政に関する識見といえますか、それを有する方というのが基本ですので、そういう意味では地域的なバランスといえますか、それは特に考慮する事項ではないのかと考えております。要するに、この人事委員会の委員としての知識あるいは経験等のある方一適任者を今後も任用していきたいといえますか、任命をそういう方をお願いしていくことになろうかと思えます。

○又吉清義委員 そういった要望で構いませんが、地域バランスも配慮できるなら配慮することによってさらに人事委員会の役割が発揮できるかと思えます。地域バランスについては全く考えておりませんとしか聞こえないものですから、そういった人間的な考慮も考えながらそういったことを総合的に判断するともっといい人事配置ができるのではないかと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の5ページをごらんください。

乙第12号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について御説明いたします。

この議案は、収用委員会委員2名及び予備委員1名が平成29年7月21日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

収用委員として御提案いたしました古堅豊氏、篠原弘一郎氏、また予備委員として御提案いたしました平良卓也氏は、弁護士として法曹界で活躍され、法律に関しすぐれた経験と知識を有していることから、収用委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

なお、今回御提案いたしました3人が任命されますと、それぞれ再任となります。

以上で、乙第12号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 議案説明資料の6ページをごらんください。

乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成29年7月21日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察または検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました阿波連光氏は、弁護士として法曹界で活躍されており、平成27年から1年間、沖縄弁護士会会長を務めるなど、法律に関しすぐれた経験と知識を有しております。

また、平成23年に沖縄県振興審議会総合部会専門委員、平成27年から那覇市公平委員会委員長を務めるなど、その実績と手腕は高く評価され、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○**花城大輔委員** 天方委員は安慶田前副知事の弁護を御自身の事務所の弁護士が担当する際に、このことについてお伺いがあったのではないですか。

○**金城武総務部長** それは聞いておりません。

○**花城大輔委員** 通常、公職につくものが自身の周辺環境が変わったときに、公職に対する配慮を考えるということはあると思いますが、天方委員の所属事務所の弁護士が安慶田前副知事の弁護を担当することがわかったのはいつですか。

○**金城武総務部長** 我々総務部としてはその情報は特に承知はしておりません

でして、2月議会の中でお話が出たときにそういう関係だということを知ったということでございます。

○花城大輔委員 そのときにでも対処することが求められていたと思いますが、いかがですか。

○金城武総務部長 それをもって法令的な何らかの抵触をするようなことになるとはその時点でもそういう考えを持っておりませんでしたので、特段そういう対応はしなかったということでございます。

○花城大輔委員 普通はそれでいいと思います。うちの照屋議員からの質問でもあったとおり、県の照屋政策参与の会社が公共工事をとった際に何か配慮が働いたのではないかと。これは疑念としてあると思います。しかも県はそんなことは断じてありませんという配慮だったのでそれでいいと思います。ですので今回、きのうの質疑の中で総務部長がこの疑念という部分に対して説明できなかったということは、与党議員からの圧力があつたと認めることになると思います。改めて答弁いただけませんか。

○金城武総務部長 まず、公安委員会というのが法律上、県の警察を管理することとされております。これは個々の事務執行を含まないということで大綱方針に基づく事前事後の監督を行うこととすることがありまして、公安委員が個々の案件に直接働きかけることはできないということがまずあります。しかし一般県民にとってこのような公安委員会と警察との関係というのはなかなか理解が難しいところがございます。そういう中で公安委員と同じ事務所の弁護士が前副知事の裁判を担当することは、裁判の内容が共有される、あるいは裁判が有利に進められる、進めることができるのではないかとという疑問を持たれる一般の県民の方もいらっしゃるのではないかとということで、そういうことも踏まえて最終的には知事が総合的な判断をして今回の提案となったところでございます。

○花城大輔委員 先ほども言いましたが、県の照屋政策参与の会社が公共工事をとると。これはひょっとしたら優遇されたのではないかと感じる人もいるかもしれません。ですが、きのうずっと考えていました。公安委員に入っている弁護士事務所の職員が元副知事の担当弁護士をした。どんな疑念が湧くのですか。公安委員がいれば、担当をする弁護士が勝つ可能性が高くなるのですか。

有利に働くのですか。どんな疑念が起こるのですか。これは絶対説明できません。

○**金城武総務部長** 確かに、法的な問題はないということは再三申し上げているところですが、ただ2月議会でもそういう事例として取り上げられた、そして今議会でもいろいろ議論されたということで、言えることは、公安委員会の制度の趣旨を理解していない方からするとやはりそういうところからいろいろな疑問点を持つ可能性があるということは考えられるのではないかとということでございます。

○**花城大輔委員** そういうことを言ったら回り回って公安委員に就任する人はいないですよ。あたかもそこに疑念がある人が出るだろうみたいな推測で、後づけでやって、このように挙がってきたものに対して我々は乗れません。きちんと説明もできない、しかもおかしいことがいっぱいあるではないですか。1回はだめだと言った、またお願いをした、まただめだと言った。その一つ一つに総務部長が説明できないことがあったということを認めているというようにみんな見るのです。どうですか。

○**真鳥洋企人事課長** 先ほどからの議論の中で一般的な視点というお話を少しさせていただいていますが、今回、天方委員の任期が7月で終わるということもありまして再任用するか、新しく任用するかということを検討するときには知事は任命権者としていろいろなことを考える立場にありますので、そういうことで先ほどから総務部長が説明していますが、今議会でもそういった情報が共有されるのではないかと御指摘があったり、そもそもそういったことを一般県民の方も想像しているのではないかとということもありますので、そこら辺も含めて今回任期が終わった時点で次はどうするかというところの最終的な判断はそういった形で新たに任命しようということになったということでございます。

○**花城大輔委員** 今のは天方委員が職務上知り得た情報を流すおそれがあると言っていることと一緒にですよ。そんな人を公安委員に就任させたのですか。

○**金城武総務部長** 当初から当然公安委員としては守秘義務もありますし、弁護士としての守秘義務もございます。そういうことですから、そういうことはないということは申し上げているところでもございまして、そうであったとして

も一般県民から見た場合にやはりそういう疑問を持つ方もいたり、そういう可能性もあるということで今回の新しい方の任命といたしますか、そういう手続を今進めているところでございます。

○花城大輔委員 たくさんの県民がいて、その中にどんな人がいるのかもわからないのにそういう疑念ばかりに気を使って人事ができるのですか。言っていることがおかしいです。こんな状態で人事をやっていたら一県民に我々は今何て言われているのかわかりますか。沖縄県の人事はおかしいと言われているのです。そしてそれに対して何らチェック機能を持たない県議会議員はもっとおかしいと言われているのです。ちゃんとしてください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 終結したものも含めて恐縮ですが、乙第11号議案、乙第12号議案、乙第13号議案は全て弁護士の方が上がってきているようなのですが、何か取り決めとかでもあるのですか。

○真鳥洋企人事課長 弁護士について収用委員会は要件がありますが、残りの2つの委員会については特に要件はございません。

○宮城一郎委員 公安委員会について、金城委員長は経営者—財界で、與儀さんは行政の方だったのですか、そして天方委員については弁護士—法曹界ということですが、この3枠は慣習でもいいのでしょうか、従来そういうカテゴリーの方々がなるということがあるのですか。

○真鳥洋企人事課長 弁護士が入っているのは最近になります。昔は弁護士がいたこともありますが、一時期弁護士がいない時期もありまして、与世田弁護士が入ったあたりからまた弁護士が入ってきたりと、この辺はそのときそのときの状況がございます。

○宮城一郎委員 そのとき、そのときと言いますと、例えばこれまでは経済界からいらしていただいていたけれども、そのときの事情を鑑みて教育界とか、あるいは一少し考えづらいのですが、農政に精通した方とか、そういう方がなることもあり得ると解釈していいですか。

○真鳥洋企人事課長 要件自体は、警察行政の政治的中立性、民主的運営の確保に理解のある者とか、あと議員の被選挙権を有するものとか、法令解釈上はそういった選任要件があります。それさえ満たしていれば特に何かというものはありませんので、今御指摘のような方も十分あり得ると思います。ただこれまでの経緯からすると民間の経済界だったり、教育界、行政経験者、弁護士の方、金融機関など、そういった方々がなっているところでもあります。

○宮城一郎委員 出身業界は余り関係ないと理解します。きのうの質疑などでいろいろなワードが飛び交っていましたが、ある方は辞任だとおっしゃる、ある方は罷免だとおっしゃる、その辺で少し混同しているのかというところがありまして、私自身は任期満了の時期が来て再任の依頼を一その時々経過があったようですが、最終的には再任の依頼をしないことにより任期満了が確定したと解釈しているのですが、その辺は正しい言葉で言うところなのでしょうか。

○金城武総務部長 1期ということですので、この間の任期満了ということになります。

○宮城一郎委員 1期3年間で満了して、これまで再任するということが続いていたようですが、再任は必須なのですか。

○金城武総務部長 必ずしもそういうことではないということです。ただ過去にはやはり更新される方が多かったという事実はございます。

○宮城一郎委員 更新される方が多かったというのは、人事に携わる総務部から再任をお願いしていたということですか。

○金城武総務部長 人事は知事で決めますので、事務方がどうこうというものではないというものでございます。

○宮城一郎委員 その方の質を問うわけではなく、再任は再任で結構だと思えますが、任期満了の時期が来ることによって一度再考するというのはやはり必要なことだと思います。いわゆる惰性に流されて人を探すことが面倒だからこのままでいいのではないかということがあってはならないと思っております、そのとき、そのときで考えることというのは非常に重要だとは思っています。

す。今回、天方委員については総務部長から説明があったような理由で消極的な再任依頼をしなかったということであると思いますが、場合によっては3年間天方委員が務めている間にいろいろな識者の方からここにこういうすばらしい人材がまた別にいますということがあれば、積極的理由で前任者の任期が満了して新しい方を任用するということもあり得ると思いますが、そういう場合も任期満了の検討を都度都度されるべきと思いますが、いかがですか。

○**金城武総務部長** 更新、再任に当たってもその時々検討をすることは当然のことだと思います。ただその辺をどうするのかということについては知事三役で人事関係をやっておりますので、我々としてはどの方がどの時点で任期が来ますということを早目に三役に情報提供して、そういう手続が必要になりますということで情報提供をした上で三役で検討されているということでございます。

○**宮城一郎委員** 先ほど花城委員からもあったように、きのうの答弁の中で大変失礼な物言いではありますが、総務部長が「そういう理由で」とか、少し抽象的な表現による答弁があったりしたことは、やはり少し議員についても、あと県民についてもわかりづらい表現だったのかということも私も少し感じるところでございます。実際には2月議会で翁長議員だったと思いますが、利害関係のある方が同席していて大丈夫なのですか、除斥の必要はないですかという懸念を表明されました。今回については山川議員が、情報が当該弁護士事務所で共有されたもの、その所長が執行部とともに答弁に立つことについて情報が県サイドにも共有されることがあって、議会対策とか、そういったものになってしまうのではないかと懸念がまたあったりしたと思います。それが総務部長の言わんとするところの、そういう懸念をかなり長く議員をやっている方でも持たれる、そういう方でさえも持つのに県民にも同じような懸念を持つ人がいるのではないかとこのところの意味と解釈しているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**金城武総務部長** まさに御指摘のところがございます。2月議会でもいろいろと取り上げられたということもございまして、我々も念のためといいますか、いろいろな法的なことも含めて確認しながらやりましたが、やはり最終的には県民が十分に理解できることになるのかということも、少し疑問があるというところで、最終的には知事のほうで今の御判断をされたのかと考えております。

○宮城一郎委員 48名いる議員の中でお二人がそういう懸念を表明された。比率で言うと4%ぐらいですか。沖縄県民が140万人いたら、5万6000人ぐらいがまた同じような懸念を持つおそれが同様にあると思いますので、今回の判断—そうであるならばそのようにしっかりと答弁されるべきだったのかと思いますので、皆さんがすっきりストーンと落ちていくような説明をまた今後望んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 今、いろいろ質疑が出ていますが総務部長にお伺ひしたいのは、最終的には全部判断した結果、知事の判断で新しい人事をしたということで理解してよろしいですか。

○金城武総務部長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員 では、確認します。最初、天方氏にお伺ひしたとき、当時は総務部長ではなかったと思えますが、これまで我々が一般質問、代表質問でいろいろ質問しますと、執行部は2期6年、また3期9年が慣例ですということをよく答弁しています。今回は慣例が適用されず、県民に疑念を抱かれるということで任期満了で終えたという答弁を総務部長はずっと繰り返していますが、当初天方氏にお伺ひするときに3期9年でお伺ひしたのか、2期6年、または1期3年でお伺ひしたのか、それははっきりさせてください。これは天方氏に聞けばわかることですので。

○金城武総務部長 当時のことは私も承知しておりません。ただ、通常お伺ひするときには何期とかという話は恐らく—これは一般論ですが、一般論で言えば何期お伺ひしますというやり方は通常はやらないと思えます。なぜかという、任期というのはきちんと決まっているので、その間お伺ひしますというのが通常の人事上、取り扱い上のやり方だと理解しております。

○中川京貴委員 総務部長はいつも慣例、慣例といいますか、過去に病院事業局長の件でも局長本人みずから言っていたではないですか。当初はこうだった。そして本会議で本人も答弁しています。ですから我々は逆に疑念を持って

いるのです。教育長の問題、病院事業局長の問題、そして今回の問題があつて、普通慣例でお願いするときに本人は2期、3期もやる予定で受けたのではないのか—これは天方氏に確認すればわかることなのです。ですから総務部長に確認しています。

○**金城武総務部長** ですから、当時、誰がそういう形でやったのか、当時のことはなかなか承知していないので、2期お願いしたのかということについては承知していないということです。

○**中川京貴委員** では、これまで執行部は慣例で何期させたのですか。本人が辞退しない限り、1期で任期満了したことはありますか。

○**金城武総務部長** 2期、3期なさった方が多いということです。ただこれは慣例ということではなく、先ほど申し上げましたように1期、1期、その時々できちんと検討した上で任命しているものと理解しております。

○**中川京貴委員** 天方委員が本会議で答えていました。最初は選任しませんということと、次に選任します、またしないと。最初選任しないと天方氏に言いに行ったのは誰が行ったのですか。

○**金城武総務部長** 天方委員にその都度いろいろと御相談しながら進めてきたところではありますが、公安委員会の選任の検討過程のお話ですので、具体的内容につきましてはいろいろな関係者がいて迷惑をかける可能性もありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○**中川京貴委員** 今は委員会です。これは本会議でも取り上げて、質疑も出て、人事案件、同意案件が出ているのです。これをきちんとしないと我々は審査できません。総務部長は本会議でも答えています。天方氏は最初は再任しないと受けたと言っているのです。それは正式な手続を踏んで天方氏に言ったのですかと聞いているのです。それは知事に言われたのですか。

○**金城武総務部長** そのときにはまだ正式な手続という形はまだとられていないという状況ですよね。正式に手続が進んでいるというのでしたらいろいろな形で事務的なことも含めて動いたと思いますが、最初のころにやっているのはそういう具体的な根本的なことも含めてまだ動いていないという状況でござい

ます。

○中川京貴委員 動いていないときに天方氏に再任しませんと言ったのは誰が言ったのですか。言った人を教えてください。

○金城武総務部長 最終的にどなたということで、決定した段階で我々も当然オープンに、明確にすべきだと思いますが、やはり検討過程の中のお話ですので、そういう意味ではいろいろな方がその中にいらっしゃいますのでやはり迷惑を及ぼす可能性があるということで、その辺は答弁を控えさせていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から委員長に対して執行部に答弁させるよう要望があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私が聞いていることは天方氏に聞けばわかることなのです。ここでこういうやり方をしたら何か隠しているように思われてよろしくありませんよ。きちんと答えたらいいではないですか。天方氏に最初に再任はないと言ったのは誰ですかと聞いているのです。これを答えないと次の質疑はしません。

○金城武総務部長 同じ答弁で申しわけないですが、いろいろな方にいろいろなお話をしながらこうしてやるということは、検討過程なのです。当然決まれば決まったということで、それは対外的にいろいろな説明責任を伴いますので、当然明確に誰ということは我々も公表いたしますが、途中、途中の検討過程でいろいろな関係者もいらっしゃいますので、そういう意味で答弁は差し控えさせていただきたいということでございます。

○中川京貴委員 あなたは途中、途中の過程のたびに天方氏に確認するのですか。天方氏が「やります。よろしくお願いします。」と言ったら、「次はできません。」と言えるのですか。そんな権限があるのですか。途中、途中の過程を御本人に報告して、本人がよろしくお願いしますと言ったら次は断るのです

か。2回目は再任をお願いしますと言ったと天方氏は言っています。そうであれば、なぜ途中、途中に確認しに行くのですか。こんないいかげんな答弁では困ります。答えさせてください。

○**金城武総務部長** 我々は当然天方委員にはいろいろな形でお会いするなり、あるいは第三者を通していろいろな話をお伺いしながらこの件を進めてきたというところがございます。そういう意味で明確に一検討の過程ですので、なかなかそのところで我々がそういうことを答弁することは、やはり第三者に迷惑をかける可能性もございますので、控えさせていただきたいということでございます。

○**中川京貴委員** 記憶に新しいと思いますが、今回の人事ではなくて、病院事業局長の問題でも保健医療部長—当時の総務統括監が局長のところに行りますかと確認しに行ったと。それも本会議であなたにそんな権限があるのかと。しかし確認して意向を判断しないと、三役での結論が出せないということで聞きに行ったということを保健医療部長は言っていました。皆さんも聞きましたよね。しかし、皆さん方がやっていることは、確認してやりますということをまたできませんと言ったことと一緒なのです。天方氏に聞いて、天方氏に最初は選任しない、次は選任をお願いしますと確認して、次はまた選任しないと言っています。そこに政治が動いたのかという疑問があるので、あの質疑は出ました。確認しますが、再任しない、する、しないと3回変わっていますよね。3回正式な会議を開いて結論を出したのですか。

○**金城武総務部長** 病院事業局長との違いを若干申し上げますと、病院事業局長の場合は任期途中だということもございましたので当然意向確認という形ですが、天方氏の場合は任期が終了するという、その意味での違いはありまして、その間ただ御本人も再任するかどうかということは当然気にかかるところがございますので、いろいろ御本人の御意見も聞きながら進めてきたところでございます。

○**中川京貴委員** では、確認します。この問題は何も問題なく適切に進められてきたという認識でよろしいですか。

○**金城武総務部長** 法令的な手続という意味では当然法令にのっとりて手続はされていると。ただ御指摘のように、天方委員に対してはこういう形で二転、

三転したということはかなり申しわけなく思っているところがございまして、それで天方委員には直接そういうお話もして、最終的には快く県の考え方はわかったということで了解をしていただいたということでございます。

○中川京貴委員 我々自民党の代表質問で、第三者委員会を設置して県民にきちんと明らかにしていただきたいということがありましたが、総務部長としてはどう考えていますか。

○金城武総務部長 先ほども申し上げたように、確かに天方委員にとっては非常に申しわけない状況でそういうことになってしまいましたが、手続としては何らこの任期満了に伴って次の人—今回別の方になるという意味では法令ののっとり手続はされているということでございます。

○中川京貴委員 では最後に、政治的な判断が動いて、選任しない、選任する、選任しないと言ったことにはなっていないということは自信を持って言えますか。政治的な介入はなかったということを自信を持って言えますか。

○金城武総務部長 我々が直接お聞きしていないところも十分いろいろございますので何とも言えませんが、知事のところにはいろいろな御意見があったということは知事がおっしゃっているとおりでございまして、そういうことを踏まえて最終的には知事自身が決断してそういう判断をしたということかと思えます。

○中川京貴委員 総務部長が本会議で議員からさまざまな意見があったとおっしゃっていましたが、どういう意見でしたか。

○金城武総務部長 言ったのは議会全体のことを初め、知事の御答弁もありましたので、議会での議論も含めていろいろ御意見があるということを知事はおっしゃったということで……。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から総務部長に対して与党議員からのさまざまな意見を答弁するよう指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。
金城武総務部長。

○金城武総務部長 私が直接お聞きしたことでないのになかなか明快にお答えしにくいのですが、三役にいろいろな御意見が寄せられたということだと認識しております。

○中川京貴委員 この人事に関して政治的介入があったのか、なかったのか、教えてください。

○金城武総務部長 何度も申し上げておりますように、最終的には知事が判断したということですので、そういう意味では別段そういうことはなかったと理解しております。

○中川京貴委員 ですが、これは総務部長も責任を伴います。後で出てきて一正直に言いますが、総務部長は法的に問題はないと言っていますが、出てきたときには総務部長の責任も問われます。それを覚悟で答えているのか確認したいと思います。

○金城武総務部長 手続上は法令にのっとって今回進められたという考えでございます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から総務部長に対して政治的介入の証拠が出てきた場合を踏まえ答弁するよう指摘があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。
金城武総務部長。

○金城武総務部長 そういうところまで私自身が全て承知をしているということではありませんが、要するに、いろいろな御意見、いろいろなことがあった中でいずれにしても最終的に知事が御判断したということです。そのところでしっかりと知事が判断した結果ということでそのことを申し上げているというところでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 先ほどから知事が最終的に任命権者として総合的に判断したということですが、その知事には自由な裁量で選ぶ人事権がありますけれども、なぜ知事の人事権として自由な裁量が認められているのか、その基本的なところだけ教えてください。

○金城武総務部長 警察法の第39条第1項に、公安委員会の委員は都道府県知事が議会の同意を得て任命するということがございますので、これが根拠といえますか……。

○比嘉瑞己委員 警察法ではなく、知事がなぜ人事権で自由な裁量で選べるのか、その理由を聞きたいのですが。

○金城武総務部長 知事と公安委員会—警察の関係から申し上げますと、知事の所轄のもとに県公安委員会を置くことになっていて、その中で委員の任命については知事の権限だということによって一所轄というのは固有の権限までは及ばないのですが、弱い意味で知事のもとに公安委員会が置かれているというような流れの中でそういう知事の任命権があるということでございます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。
次に、総務部関係の陳情平成28年第40号外1件の審査を行います。
ただいまの陳情等について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城武総務部長。

○**金城武総務部長** 総務部関係の陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、陳情が継続2件となっており、新規の請願及び陳情はございません。

陳情の継続2件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

花城大輔委員。

○**花城大輔委員** 参考までに教えてほしいのですが、仮に県議会棟の施設内を全面禁煙とする場合にどのようなプロセスを経てやっていくのですか—陳情平成28年第158号です。

○**宮川桂子職員厚生課健康管理センター室長** 議会棟に関しましては、庁舎管理等を議会事務局が行っていると思われしますので、議会事務局でプロセスは議論あるいは決定されるものと思います。恐らく宣言をされて、いついつから庁舎内、議会棟が禁煙になるという周知を経て、そういうことが実行されるのかと思われま。

○**花城大輔委員** では、県庁の敷地内を禁煙にする場合はどうですか。

○宮川桂子職員厚生課健康管理センター室長 県の庁舎に関しては、総務部管財課で庁舎管理として行っていますが、同時に本庁の衛生委員会でもそのあたりのことは討議されて意見を提出、それを総務部長あるいは管財課として検討して実行する、しないという判断が下されると思われまます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情平成28年第158号ですが、県の所有する施設というところごく莫大なのですが、例えばそこには高校があり、運動場があり、レクリエーション施設があり、そして県庁にも食堂があり、その中で職員以外—例えば一般県民の方々も訪れますが、そういったもろもろ全てをそれに持っていこうということで理解していいですか。

○宮川桂子職員厚生課健康管理センター室長 総務部管財課あるいは職員健康管理センターで対象としている禁煙対策は、職員の受動喫煙防止という意味ですので、職員が勤務する庁舎ということになります。確かに、陳情書の中には県の関連する施設ということで、そのほかの施設も多分含まれると思われまますが一そこは直接は関与していないのですが、また別部局で健康対策という意味で喫煙対策あるいは受動喫煙防止対策というのは推進されておまして、そこから禁煙対策を推進していくという方針は出ているかと思われまます。

○又吉清義委員 これからするとそのように見受けられるものですから、確かに禁煙も必要なことだと思います。しかし、愛煙家がいることも実情かと思われまます。逆にそういう運動もする中、そして一般県民の方にも考慮する中でどうしても急にやめられない方のためにも県として喫煙室を設けてマナーを持ってそこでやってもらうという運動をする中でこういうことは少しずつ減らしていくことが現実的だと思います。多分イタチごっこではないのかという感じがしませんが、県としてこの方針も反対云々ではなくて、現実的に減らしていくという対策もやるべきだと思いますが、そういった対策等は考えないのですか。

○宮川桂子職員厚生課健康管理センター室長 もちろんそれも必要なことだと考えています。受動喫煙防止という意味で場所を禁煙にするということと同時に喫煙者の禁煙支援も実施しております。健康管理センターでは職員を対象にそういう相談はいつでも受け入れておりますし、地方職員共済組合—地共済で

禁煙の治療を希望する方への助成金も出しておりますので、そちらも両輪として考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、交通部長の説明を求めます。

梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 資料をごらんください。

乙第6号議案沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

自動車を保有するためには、警察署での自動車保管場所証明いわゆる車庫証明の取得、陸運事務所による検査登録、県税事務所への自動車取得税等の納付のための申請手続が必要となります。

これらの手続につきましては、現在は、申請者が各行政機関窓口を個別に訪れた上で、書面による証明書交付申請や証紙による手数料納付、県税の納付等を行っておりますが、こうした従来の手続にあわせ、本年10月2日からは、インターネットを利用した一括での電子申請が行えるワンストップサービスシステムが導入されることとなりました。

同サービス導入後は、申請者側の各行政機関窓口への訪問回数の減少や書類作成負担の軽減等につながることを期待されております。

今回は、同サービスを利用した電子申請に関して、自動車保管場所証明関係手数料の収入方法、納付時期、県税の納付方法及び徴収方法の特例を定める必

要が生じたことから、関連する沖縄県警察関係手数料条例、沖縄県税条例、沖縄県証紙条例の各条例を一本の条例で改正するものであります。

条例案の概要としましては、第1条で、沖縄県警察関係手数料条例に係る保管場所標章いわゆるステッカーの交付手数料の納付時期、第2条で、沖縄県税条例に係る自動車取得税の納付方法及び自動車税の徴収方法、第3条で、沖縄県証紙条例に係る証紙によらない手数料の収入方法のほか、条例施行に関する必要な経過措置を定めております。

なお、施行期日は、ワンストップサービス導入日となる本年10月2日を予定しております。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひします。

○**渡久地修委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

上原章委員。

○**上原章委員** 確認だけですが、今回ワンストップサービスということで非常に利用者にとってはありがたい話だと思いますが、一応今までのやり方も残して両方できるということでのいいのでしょうか。

○**梶原芳也交通部長** そのとおりでございます。従来どおり、証紙でやる手続とあわせてインターネットと両方使えるということになります。

○**上原章委員** いろいろ効率がよくなるということだと思います。手数料は変わらないみたいですが、インターネットでやる手続は少し特典を上げるとか、そういう考えはないですか。

○**梶原芳也交通部長** 手数料につきましては、保管場所証明の申請に関する手数料ということで決められておまして、ワンストップサービスを導入するこ

とに対する手数料というのは設けられておりませんので、今回手数料の改変はございません。

○上原章委員　なれている人はインターネットでやって、皆さんにとってもその負担分は軽減されると思いますが、利用者側から見るとその分少し特典があるといいかと思って一応聞きました。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員　これは電子申請を行って支払いができるということで、もう少しシステムを一例えば、私が電子申請を試みようと思ったときにスマートフォンでどのようにすればいいのか、その辺を大まかに御説明できますか。

○梶原芳也交通部長　従来ですと、まず車を買うといいますか、使うためにはまず最初に警察署に行きまして保管場所証明書の申請を行います。申請が終わりますと警察署で必要な調査をして、きちんと保管場所がありますねとなると本人に通知します。そして本人がまた警察署に行ってステッカー—保管場所標章というものをもらいますが、それを持って今度は陸運事務所へ行って車の登録を行い、ナンバー、車検証をもらうという形になっています。そして車ももらいますと、今度は県税事務所に行って必要な税金を納めるという一連の流れがございます。

これが今度は電子申請になりますと、今言った場所に行かずに自宅で必要な一実は、パソコンと必要な機器がないとだめですが、パソコンでインターネットを通じて大もとである国土交通省が持っているシステムにアクセスしまして、今言った例えば保管場所証明申請書という紙でやったものをパソコンで打ち込みます。これが受理されると、「あなたのは受理されました。次は申請書の手数料を電子マネーで納めてください。」という通知がいきまして、これを納めます。そうしますと、納めたということが警察で自動的にわかるようになります。手数料の2200円が納められたとわかりますと、それをもとに警察はまた必要な調査をします。そしてきちんとありますねということで、今度は結果を通知します。そうしますと今度は先ほども申したようにステッカーをもらわないといけないのですが、これにつきましてもこれまでは警察署に行ってもらったときに改めて550円払ったのですが、今度はそうではなく、あなたはきちんと保管場所がありますのでどうぞステッカーの申請をしてくださいということ

で通知をします。そうしますと本人はまたインターネット上で必要な手数料550円を電子マネーで納めるわけです。要は、家にいながら一連の流れができる。ただ、ステッカーはもらいには行かないといけません。それから、やはり県税事務所には車検証をとりに行かないといけません。あと県税ですが、こちらも自宅にいながらインターネットを通じて納めることができるということで、今まで行っていた回数などで省かれる部分が結構出てくるというものでございます。

○又吉清義委員 非常に便利になっていいことだと思います。例えば電子マネーで納める場合、24時間納めることができるのか、土日も関係なく納めることができるのか、その辺はどのようになっていますか。

○梶原芳也交通部長 まずインターネットですので、申請関係、納付関係は基本的に365日、24時間で対応可能です。ただ、残念ながら私ども警察は基本的には月曜日から金曜日までの勤務になりますので、土日あるいは夜間に申請したのも次のあいている日、勤務をする日に行って申請を受けたものを受ける形になります。それから調査が始まるという形になります。ただ、申請する側は基本的には24時間いつでもできるということになります。

○又吉清義委員 電子マネーについてお伺いしますが、例えば電子マネーというのは自分で何かカードを買ってくるのか、どのように購入して皆さんお支払いするのか、その辺はどうなっていますか。例えば、自分の口座から出して送るのか、どの方法で行いますか。

○梶原芳也交通部長 まず電子マネー納付ができるためには本人が電子マネーを扱っている、いわゆる電子決済ができる銀行に登録をしないといけません。そこに登録しますとその人に必要な番号が与えられるので、これをもって打ち込むと自動的に引き落とされるという形になります。

○又吉清義委員 銀行などで買ってくるということは、ことしの4月1日から改正資金決済法というのが施行されていまして、日本円以外にも暗号通貨でもお支払いできるということは御存じですか。

○千早清一税務課長 基本的に県税の場合、自動車取得税と自動車税の自動車2税が電子納税という形になりますが、県税に限って言えば税額は円で課税を

する形になってくるものですから、基本的に円での支払いということがおのずとなくなってきますし、今、委員が言われたのはビットコインのことではないですか。

○又吉清義委員 暗号通貨というのは1000種類ぐらいあります。

○千早清一税務課長 でしたら、外貨でもなく、県税の場合でしたら円で納付いただくということが税法で決まっているものですから、おのずと円での納付だけに限られてくるという形になります。

○又吉清義委員 確かに、今は別に円でいいかと思いますが、これで税金も払っていいということに法律でなっているものですから、例えば解釈している者からすると、なぜ電子マネーなのに暗号通貨が使えないのかと。皆さんもそれをできるようにやっていたほうが無難かということであえて言っている次第です。実際驚きましたが、税務署へ行って暗号通貨、ビットコインで払ってきましたという人もいるぐらいですから。これはこの法律ができたおかげでそのように換金して支払うと。そういう時代にどんどん向かっているものですから、皆さんのところもこれは画期的でいいことだと思います。ですからそういうことは遅かれ早かれ1年までかからないかと思います。こういった問い合わせがきて、なぜこれで払えないのかと。ですからそういったこともぜひ—そこまで進むと非常に画期的だと思うものですから、あえて言っている次第ですので、ぜひその辺も努力していただだけませんかということです。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 基本的に我々個人からすると、頻繁に車をかえて云々ということもないでしょうからなかなか個人対象ではないと思いますが、件数としてこれは年間どのぐらいあるのでしょうか。

○梶原芳也交通部長 ここ2カ年間の平均は約8万件になります。

○當間盛夫委員 ワンストップサービスが10月から導入されるということで、基本的には車を扱う業者であったり、レンタカーを導入する会社もそうなのか、大体どういう方々が主にとということがあるのですか。このワンストップサービ

スといたしますか、このシステムを利用する業者といたしますか。今、個人の皆さんも相当にこれを利用するということも想定されているのですか。

○梶原芳也交通部長 一応個人も想定はしていますが、実際、皆さんはディーラーなどが代行でやられていると思います。個人でやることは可能ですが、実はパソコンがあるだけではだめでして、例えば住基カードを読み込むためのスキャナーであったり、車庫を確保した地図がありますよね。今度はこれを読み取るスキャナーとか、周辺機器の整備が必要になってきますので、個人の方でそういうものを持っている方になると思いますが、そうでなければ従来どおり販売店が大体代行でされるのかと。

ちなみに全国でこの制度を導入して電子申請をしている先進県では、40%ないし60%がワンストップサービスを利用しているというデータがございます。

○當間盛夫委員 基本的に今言う40%から60%一半分がこのシステムを使うだろうということになると、窓口になる警察も今は多忙なはずでしょうし、そういう手続—窓口の対応が半減されるという形でいいですか。いや、これが導入されるともう少し伸びるというものがあるのか、この辺の窓口対応の皆さんがどのようにこのことが軽減されると見られているのか。

○梶原芳也交通部長 まず、窓口での対応が基本的に申請の段階でなくなりますので、それがなくなります。それから、車庫証明の申請の段階で対応しないといけないのですが、その最初の段階の申請の対応がございません。次に、きちんと保管場所がありますという通知を受けた後に今度は先ほど申し上げたステッカーをもらいに来ますが、このときも事前に電子申請でお金が払われていて、来た段階で渡すだけということになりますので、窓口での対応というのは非常に減るのではないかと。これは警察の場合ですが、県税事務所におかれましても同じで、電子申請で税が納められて、窓口対応という部分が減ってまいりますので、そういった意味でも非常に効率化といたしますか、省力化といたしますか、そういうことはできると思います。

○當間盛夫委員 窓口対応を行っていた人員というのは今度はどういう形の配置をされるのですか。結果的に今それだけの軽減がされるわけですよ。これは臨時の職員がやっているという話ではなく、警察官本人がされているわけですから、その分の軽減された皆さんというのはどういう配属になるのか、それもありますか。

○梶原芳也交通部長 実情としましては、警察の窓口で専従の職員がいるというわけではなく、1人の職員が一例えば、基本的には交通課の交通企画規制担当の皆さんが担当しますが、その皆さんは安全運動をしたり、規制関係であったり、そういうことを全部やっています。この車庫証明が終わった後は書類の手続きがありまして、その後の処理が残るわけです。そういったものを本来やらないといけないのですが、減った分はそういったところにもっと力を入れてできるのであって、もともと少ない人をこれが減ったのでどこかに回しなさいというだけの余力はないと思います。

○當間盛夫委員 軽減された分で警察にいろいろ相談をするためにお越しになった皆さんの対応等をしっかりと頑張っていたらと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 この条例の説明を聞いたときも、やはりその時代、時代に合った条例改正をしながらオンライン化すべきだという考えをずっと持っていました。

説明をしてから質疑をしたいと思います。車庫証明の手続きですが、たしか14年ぐらい前に車庫証明の抹消手続きに不備があるという問題提起をしたことがあります。そのときはまだ町議会議員でしたが、実は私の街の嘉手納町のロータリーを200名以上再開発したときにそこで車庫証明がとられていました。しかし、とった人たちが亡くなったり、本土に行ったりして、30年、40年たっても車庫証明は持ち主が抹消手続きをしなければ半永久的に消すことができないと。例えば、亡くなったら息子に登録をして、息子が手続きをしないといけないということを十四、五年前に経験しました。最寄りの警察署に行ったらナンバープレートで車庫証明を手続きしますよね。陸運事務所に行くと、おたくの車体番号は何ですかと。私は車体番号をわかる人が世の中にいるとは思いません。車体番号は1台しかないけれども、ナンバープレートは何回でもかえられるということがありまして、最寄りの警察署と陸運事務所、警察本部を一元化すべきだということを14年前から提案しておりました。しかし当時はできませんでした。それを当時、國場幸之助さんが県議会議員のときに県で取り上げていただいて、これは一元化して県警でやるべきですと。例えば、車が抹消されていたら、世の中に走っていなければ自動的に車庫証明も抹消すべきだということを提案し

たものが実現しまして、私が県議会議員になっているとき8年前にこれを警察本部長に質問しました。当時はきれいに一元化されていて一例えば、今アパートとかで車庫証明をとりますよね。この人が抹消せずに出て行ったら、家主はずっと車庫証明がとれないのです。当時はそういう時代で、そのときは3万円、5万円の契約金を入れて、そのお金欲しさに抹消をしないとイケないという仕組みでしたが、今は住んでいなくても家主が職権または県営団地、町営団地も家主が警察署に登録して抹消できるような仕組みができたのはちょうど8年、9年前なのです。ですから、そういった意味ではその時代、時代に合った手続をするべきだということを中心として主張してきたこともありまして、今回これについても賛成ですが、ただ一つ、もしこの手続をするに当たりこういうトラブルの可能性があると想定されるものがあるとするれば、こういったものがありますか。

○梶原芳也交通部長 先ほどメリットの部分については専ら利用者側にメリットがあるということで、関係するところに行く回数が減りますという部分と365日、24時間で大体できますという部分があります。一方、私ども受け付ける側も対応する時間が減るというメリットがあるというお話をしましたが、これまで導入したところで特段のデメリットというお話はまだ聞いておりません。

1点だけ訂正がございます。

先ほど、車検証を県税事務所でもらうと説明したようでございまして、車検証は陸運事務所でございますので、おわびして訂正させていただきます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成28年第166号外2件について、審査を行います。

ただいまの陳情について、警察本部警務部長、同交通部長及び同警備部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、陳情平成28年第166号の記の2及び陳情第46号の記の2につい

て、警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 公安委員会所管に係る陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の「県警察による100人の増員は、米軍犯罪の取り締まりということであるが、本当にそうであるなら、それ以外の業務にすりかえないこと」につきましては、継続案件であり、処理方針に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、陳情第46号平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の2、「座間味村阿嘉・慶留間地区に駐在所を設置すること」について御説明いたします。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情処理概要、4ページをごらんください。

県警察としましては、限られた体制を効果的・効率的に運営して、良好な治安を確保するために、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところです。

交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しております。

現在、阿嘉・慶留間地区を管轄する駐在所は座間味島に設置されている座間味駐在所となっているところ、県警察といたしましては、今後とも、阿嘉・慶留間地区の治安情勢や周辺環境の変化等を注視した上で、地域の安全・安心の確保に向けた検討を行うとともに、阿嘉・慶留間地区を含めた県内の交番・駐在所の適正配置に努めていく予定でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情第12号について、交通部長の説明を求めます。

梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の沖縄県公安委員会の所管に係る陳情処理概要をごらんください。

陳情第12号法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情につきましては、前回から処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○**渡久地修委員長** 交通部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第166号の記の2を除く部分について、警備部長の説明を求めます。

重久真毅警備部長。

○**重久真毅警備部長** 沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明いたします。

お手元の陳情等の処理概要等をごらんください。

1 ページ、陳情第166号の1、3、4につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**渡久地修委員長** 警備部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 陳情平成28年第166号、記の1「辺野古、高江での機動隊による市民への弾圧をとめるよう働きかけてください。」ということについてお聞きしますが、この間、現場からいろいろな報告を受けております。最初にお聞きしたいのが、抗議行動をしている人たちを皆さんが排除をして、その後警察車両の間で一あれは何と申しますか、現場では拘束されているという人もいます。あそこでかなり長時間にわたって囲まれるという話がありますが、実態はどうでしょうか。

○**重久真毅警備部長** 今の辺野古の話、とりわけ工事用ゲート周辺での反対派の皆さんの妨害活動についてのお尋ねだと思います。抗議される方は工事用ゲートのところで工事車両が来るのを妨害するためにベンチを使って座り込みをするわけです。これはれっきとした違法行為でございます。特にトラックが来るときにその前に立ちはだかたり、座り込みをするという、お互いにとって危険な行為が毎日のように行われています。このまま放置しておくといひかれ

てしまいますので、これは警察としても最低限の実力行使を含む対応をするということで、移動していただくと。移動していただくのですが、移動した先にとどまっていたいただければ我々としてもやるべきことはそれで終わります。移動させてからまたもとのところに戻ってくるわけです。戻ってくるとまたひかれてしまいますので、戻ってこないようにしていただくために、もう少しお待ちくださいという規制を行っているわけです。長時間にわたるというところですが、炎天下でもありますので、トイレに行きたいという方もいらっしゃいますので、1回試しに一試しといいますか、規制を途中でやめたことがあります。そうしますと、やはり飛び込んで来るということで、危険なのでトラックが出入りしている間はなるべく前に立ちはだかったりということがないようにしているという現状です。

○比嘉瑞己委員 現場からはトイレに行きたくても出してもらえなかった、普通に戻りたいと言ってもなかなか出してもらえないということで、全く意見が食い違っています。もう一つ言いたいことは、長時間拘束しているときに警察車両のエンジンがずっとついていて、その排気ガスを吸わされるというのです。実は私も現場を見たことがあります、ずっとエンジンがついています。これはどう思われますか。

○重久真毅警備部長 車のエンジンをかけているのは別に排気ガスを吸わせるためではもちろんありません。これは、工事用ゲートだけではございませんで、実はほかのゲートでも反対派の方たちが移動して、工事車両をとめたり、また直接は関係ないYナンバーの車両—工事とは全く関係ないのですが、これをとめたりするために路上に出たり、座り込んだり、潜り込んだりということが続いています。その際、我々警察官の数も限りがありますので、工事用ゲートの前で対応はしますが急遽その先の第2ゲートですとか、はたまた採石場—国頭村などいろいろなところから採石を運んでくるわけですが、そこでも妨害があると。伊差川のヤードでも妨害あるということで、常に我々の部隊というのは車に乗って出て行かなければいけない可能性というのがあるわけです。そういった転進の可能性を持ちつつやるためにはエンジンをかけて中に部隊を待機させて、1秒でも早く現場に駆けつけるという体制をとるためにエンジンをかけていると。決して排気ガスを吸わせるためではありません。

○比嘉瑞己委員 常に移動しなければいけない状態の車の横にあれだけ多くの人たちを拘束することは危ないのではないですか。移動する可能性があるわけ

ですよ。皆さんの目的はそうではないと言っても結果的にはずっと吸わされるのです。気分が悪くなって頭痛がしたという人はたくさんいらっしゃいます。これは改めるべきではないですか。

○重久真毅警備部長 今、お言葉もありましたけれども、別にとめている車の前後にとめ置いているわけではなくて、あくまでバスがあって、鉄柵があって、そこにとめ置かせていただいています。決してとめている車両の進行方向ないし、逆方向で反対派の方がいるわけではありません。排気ガスを吸いたくないということですが、ぜひ現場の警察官の指示に従っていただいて、トラックの前に立ち塞がったり、飛び込んだりというのはやめていただきたいというのが我々の立場です。実際、年が明けてから辺野古でも逮捕事案が続出しています。道路に飛び出て車の下に潜り込む、立ち塞がる、警察官に唾をかける、蹴飛ばす、突き飛ばす、こういった公務執行妨害で逮捕者が続出しておりますが、それにもかかわらずそういった違法行為に出る人が今なおいらっしゃるということですので、そのところは我々としてもぜひそういったことはやめていただきたいと考えている次第であります。

○比嘉瑞己委員 私は平和的に抗議行動をしている人たちのことを言っているのです。そういった人たちもそういう場所に移動させられるわけです。皆さんはやめてほしいと言いますがその後の話で、移動させられて排気ガスを長時間吸わされる現状をそのまま放置するのかと聞いているのです。

○重久真毅警備部長 何をもって平和的な抗議活動かというところがありますが、基本的に我々は一例えば、歩道でプラカードを持っていたりしている人をそのように移動させたりしません。基本的に我々が移動させているのは、工所用ゲートの前で、つまり車の通り道に座り込んでいる人、こういった人しか基本的には移動させません。ないし、それを扇動している人です。ですので、表現行為と皆さんおっしゃいますが、基本的に座り込んでいる皆さんはいかに工事をとめるかということを表示されているわけです。彼らは「きょうは工事を1時間おくらせた。」ということによって言っているわけで、まさに工事の妨害が目的なわけであり。そういった方は申しわけありませんけれども移動していただくと。そうではない一本当に平和的な抗議活動をしている方を我々がわざわざ移動させることはありません。

○比嘉瑞己委員 皆さんの見方で移動させられた人にずっと1時間近くも排気

ガスを吸わせていいのかと聞いているのです。

○重久真毅警備部長 排気ガスを吸いたくなければ違法行為をまずやめていただくということだと思います。車が通るところにベンチをつくって座り込む行為、これは違法です。

○比嘉瑞己委員 皆さんは、違法という人たちには排気ガスを吸わせてあそこに拘束していいのかと聞いているのです。

○重久真毅警備部長 我々としては、繰り返し、繰り返し、違法行為をされる方には違法行為を繰り返さないような措置をする義務があります。

○比嘉瑞己委員 その義務は、排気ガスを吸わせる場所へずっととどめておくということですか。

○重久真毅警備部長 別に、排気ガスを吸わせることが我々の義務ではなくて、実際、移動をしていただいた後でかわりにその辺の規制を解除をすると。もちろん2度目をしない方もいらっしゃいます。ただ、2度目をする方もいらっしゃるので、繰り返し違法行為をされる方に対して我々が違法行為を繰り返さないようにすること、これは我々の仕事です。

○比嘉瑞己委員 繰り返しで申しわけないのですが、そういう人たちには排気ガスを吸わせていても構わないというようにしか聞こえないのです。今回、国際連合でも問題になって、日本に報告が来ている中で、皆さんはそういったことに対して対処方法を変えないということが問題なのです。場所を変えたほうがいいのではとみんな思っています。これは改善の余地がたくさんあるのではないですか。

○重久真毅警備部長 目の前で車道に座り込んで一既にそこも車道ですので結構排気ガスがあふれていますけれども、いずれにせよ違法行為を繰り返さないために必要な権限を行使しているということに尽きるかと思っております。

○比嘉瑞己委員 この件は平行線なので次に移りたいと思います。

この間、ゲートの向かい側、道路を渡った側にいる人が皆さんに担がれて移動させられるということが起こりました。そのときの理由は何ですか。

○重久真毅警備部長 具体的にどのケースかということは—今おっしゃっていることは大体想像がついて、多分あの人のことだろうと思いますが、その方は既にメインゲートにいて、我々機動隊が来るのを見ているのです。そして、まずいと言って国道を横断して向かいのゲートに行くのです。それまでずっと集会を扇動しているわけです。この方が違法行為を扇動しているということで、我々はまず警告をします。警告をしてやめさせるようお願いはしますが、基本的に無視されますので違法行為を扇動している以上その違法行為がなくなるように移動していただくと、こういう経緯でございます。

○比嘉瑞己委員 私が聞いた話では—まずその前に、扇動とは何ですか。

○重久真毅警備部長 座り込みをしてトラックが来るのを邪魔しようということを集会の中で—実際、具体的に言うのかどうかはともかくとして、そういったことを扇動するということでもあります。

○比嘉瑞己委員 今、不確かなことであなたたちはそういったことをやっているのですか。本人は、平和的に皆さんで抗議活動をしようということしか言っていないと。車に飛べ込めとか、何時間とめようなどという話はしていないそうです。

○重久真毅警備部長 その本人というのが誰のことがよくわかりませんが、我々が確認した限りでは、工事用ゲートの前で座り込む行為—繰り返し申し上げますが、これは既に違法行為です。その違法行為を実質仕切っていると現場で我々が特定したということでもあります。

○比嘉瑞己委員 現場で今何が言われているのかといいますと、沖縄で共謀罪が先取りされているということを皆さん口々に言います。実際、今度7月から適用されるわけですね。

最後ですが、この件について少しお聞きしたいと思います。法が適用された後、今の現状でいえば共謀罪の適用になっていくのですか。

○重久真毅警備部長 共謀罪といいますか、テロ等準備罪と言われている刑罰法規のことをおっしゃっていると思いますが、あれはテロないし、暴力団の犯罪、薬物犯罪といった起こってはならない犯罪を準備行為の段階から処罰する、

そういう趣旨なのではないかと思えます。私も海外に駐在したときに、実際に海外の法執行機関がそういう準備罪や結社罪でテロを毎週のように、テロが起こる前に検挙するということをやっておりました。ですので、実際にテロが起こっては大変なので準備段階から罰せるようにしようという、そういう趣旨なのではないかと思っています。よく市民運動や反対運動は対象運動に適用する云々とありますが、それは検討違いといいますか、準備行為も何も道路の前に立ち塞がる行為は既遂ですので、準備も何もないのではないかと思えます。ブロックを積んでいる行為も我々現行犯でありますし、目の前でやっていること自体が既に犯罪なので、余り準備行為から罰するということが私もよく理解が……。なぜそこまでおっしゃるのか—かつての極左のように、爆弾をつくっていたり、手りゅう弾をつくっていたら別ですが、今、辺野古や高江で行われているレベルを一言ってみればかなり何といいますか、計画して組織だってやっているというレベルのものではない犯罪にそれをやるのかと。今後、爆弾をつくって何かをやるとなったら別ですが、そのように私は思います。

○比嘉瑞己委員 誰が爆弾をつくるとか言いましたか。不穏当ではないですか。いつ爆弾の話をしましたか。県民をばかにしないでください。委員長、撤回させてください。私は辺野古で適用するのかと聞いたのです。誰が爆弾をつくると言いましたか。辺野古で適用するのかと言ったのです。辺野古でいつ爆弾をつくる話をしましたか。県民がどういう思いで声を上げていると思っているのですか。私個人ではありません。あなたは沖縄県議会を侮辱しています。

○重久真毅警備部長 共謀罪と言われるテロ等準備罪が適用されるのかという話をされましたね。現場でテロが計画されているとしたら別ですが、私はそんなこと—市民運動の対象運動、具体的にそういう議論になったものをテロ等準備罪の審議の過程で、私はつぶさには把握していませんけれども、一般に言われているテロのようなものは今、具体的にはないと思います。ですから先ほど申し上げたとおり、あそこの現行犯で行われているものに対してそういった罪名を適用することはないのではないかと。かつて極左がいろいろな爆弾をつくってやったという話はあるわけですから、そういったことがあればまだしも、そういったことはないのです。そこまで心配に及ばないのではないかとというのが私の趣旨です。

○比嘉瑞己委員 質問に聞かれたことを答えてほしいのです。警備部長はこの間ずっと脱線し過ぎです。何か伝えたくて誠意があって言っているのであれば、

私たちもわかります。警備部長の言い方は完全に私たちを見下しています。どれだけ多くの県民が傷ついていると思っているのですか。終わります。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 陳情平成28年第166号について質疑を行います。

この陳情の中で、「不当逮捕による市民の人権や生活の破壊をとめるよう働きかけてください。」とありますが、警察本部長も本会議で答弁しておりました。県警は法と証拠に基づき厳正に対処していると判断しておりますが、いかがでしょうか。

○**重久真毅警備部長** そのとおりであります。

○**中川京貴委員** 先ほども少し質疑が出ましたが、一般質問、代表質問、去る2月議会でも出ておりました。又吉委員も資料を提供しながら警察本部長に質問をしたり、県も県道については県民の安全を守るためにあれを撤去してほしいということで、県警と協力しながら県もやった経緯があります。道路にブロックを積んだり、誰が考えても法的な違反があるときは、県民の生命を守る立場から県警や機動隊が動くことは当然だと思っています。あえて聞きますが、一般論として、県道、国道にブロックが積まれていたら現行犯逮捕ですか、注意してから逮捕するのですか。

○**重久真毅警備部長** いきなり現行犯逮捕ということはないと思います。普通は警告すれば言うことを聞いてくれますし、何ゆえそこにブロックを置いているのかということだと私は思います。ただそれでも警告を無視して置き続ける、ないしそのブロックを使って工作物をつくるという話になりますと、これはその行為はもとよりでございますが、道路であれば大渋滞が発生するわけであり、高江の県道でもそうでしたが、辺野古の場合は国道ですので、毎日物すごい渋滞が発生してしまっているわけです。その際には行政的なものなのか、刑事的なものなのかはさておき、我々としては必要な措置を講ずるということでございます。

○**中川京貴委員** 去る6月定例会の一般質問でも高江の問題や、いろいろな問題が出て、一部の議員からは、過去にはそういった違法行為もあったと認めつ

つも今はありませんということを行いましたら、警察本部長はこの間もありましたという答弁をしておりました。減っているとはいえ現状ではまだ違法行為が行われている。そして逮捕者もふえているということで理解していいですか。

○重久真毅警備部長 先ほど長々と答弁してしまいましたが、実際に現場で違法行為は今でも行われています。ふえているか、減っているかということと言えますと、何と比較するのかという部分がありますが、高江のときのような本当に目を覆いたくなるような違法行為の繰り返しというのは、少しはなくなっただか。例えば、車を路上に100台並べたりということはありませんでしたが、いまだに道路への飛び出し、先ほども委員からありましたけれども工事用ゲート前での座り込み、潜り込み、立ち塞がり、これはいまだにあるということです。

○中川京貴委員 これは過去に答弁もありましたが、極左暴力集団が先導して、これまで沖縄県民の方々がしなかった行動がうかがえるようなことがありましたけれども、極左暴力集団というのは一体どういう集団なのか。それと、本当に沖縄にいるのですか。

○重久真毅警備部長 おります。彼らは主要な派閥としては、日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派一革マル派とか、革命的共産主義者同盟全国委員会一中核派、革命的労働者協会一革労協といわれる、俗に過激派と呼ばれる方々でございましてけれども、辺野古や高江ももちろんでございまして、さまざまな抗議活動の場におきまして党派制は秘匿しつつ現場には来ています。

○中川京貴委員 実は、高江、辺野古も含めて反対運動をしている抗議集会の方々の中に私の知り合いもいます。その知り合いの方々から話を聞いたとき、私たちは今までこんな抗議集会は本当はしたことがないと。これまではシュプレヒコールをやったり、ルールにのっとって自分たちの意思を貫いてきたのだと。しかし最近はいろいろな方々が入ってきて、あれをやりなさい、これをやりなさいと言って、大変ある意味では迷惑しているのだと。そしてひどいときなどは体中にペンキを塗って寝転がったりなど、沖縄では考えられないですという話を聞いたり、相談を受けたこともあります。実際そういうことがあって、被害がありましたよね。私は県警だけではなく、機動隊も含めてペンキでやるようなことは聞いたことはないのですが、あのときはどういう被害があったのですか。ペンキを塗って道にはいつくばったり……。

○重久真毅警備部長 多分、辺野古のやりとりが始まったころだと思います。最初のころはペンキで抱きついてきたり、警察官も制服などがだめになりますよね。犯罪として検挙ということではなかったかと記憶しておりますが、ほとんど嫌がらせ的にそういったことをやるというわけであります。

○中川京貴委員 私は御承知のとおり、嘉手納飛行場を抱える嘉手納町の地域でこれまでいろいろな活動を見てきたりしましたが、今回の高江も含めて辺野古の問題はこれまでにないようないろいろな違法行為があったと。それをユーチューブで見たときに、今答えたとおりに唾をかけたり、家族の悪口を言ったり、常識では考えられないようなことがあります。我々はこれを本会議で又吉委員はもちろん、みんなできっちり議論しようと。議場ではそういうところを見せられないのですが、ユーチューブでその問題はたくさん出ています。やはり県民の生命・安全を守る立場からきちんと法律にのっとったお互いのルールを守ったやり方であるべきだと思っています。県警と交通機動隊は、法律を無視した取り組みをしているとは思っていません。マスコミ報道では、警察が法律を無視した、また機動隊が法律を破って一感情的な部分は一部ありましたけれども、その後きちんとした対応をとられているという判断ですが、いかがですか。

○重久真毅警備部長 私のほうでどう答えたらいいかということがありますが、おっしゃっていただいた思いをぜひ私どもも受けとめまして、引き続き適正な職務執行、違法行為がないように現場でしっかり対処していくと、これに尽きるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○中川京貴委員 私は高江も行きましたが、現場を見たときにもしそこに警察官や機動隊がいなかったとしたら、間違いなく事故あるいは死人も出たのではないかと思われるような行動が多々ありました。そういった意味では、県警や機動隊は、抗議集会をする方々も含めて、ある意味で県民の安全を守りながら業務を行っていると思っています。しかし、そうではないという方もいます。そういった意味ではこれは見解の違いではありますが、今後、きちんとした形で法に基づいて県民の生命・安全を守っていただきたいと要望を申し上げて終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 4ページ、新規陳情ですが、座間味村阿嘉・慶留間地区に駐在所を設置という要望に対して、処理概要で皆さんは「適正配置に努めていく予定である。」という少しわかりにくい処理方針になっていますが、この要望に対して設置するという方向で受けとめていいのでしょうか。

○中島寛警務部長 阿嘉島、慶留間島における駐在所設置の是非等については、例えば阿嘉・慶留間地区の人口動態、どのくらいの方が住まわれているのかとか、世帯数であるとか、犯罪の発生状況や交通事故の発生状況などを総合的に踏まえた上で検討しないといけないので、現時点で結論的なことを言うのは困難かと。そこら辺の判断要件を踏まえて検討していきたいと考えております。

○上原章委員 やはり島嶼県とそうではない地域を一律に人口や犯罪の件数ではなかなか図れないところがあると思います。私も島々に行く機会がありますが、それぞれ島を誇りとしてある意味ではそこで子供たちを育てて頑張っている島民の皆さんにとって治安は本当に大事なことで、私はぜひ島嶼県の沖縄でこういう要望が出ているということは、全力で応援してもらいたいという思いです。今、全国でも警察官が限りのある中で頑張っていることは評価していますが、まずは今、島嶼県という一つのハンデといいますか、地理的不利性というのは、こういう配置の中で考慮はないのでしょうか。

○中島寛警務部長 当然、島、特に離島については、そこに交番施設なりがないと何か犯罪が発生したときに対応できないということは当然ありますので、例えばいわゆる離島における交番なり、駐在所の設置については我々も真摯に検討をしております。一方で、阿嘉・慶留間地区における課題を若干述べさせていただきますと、阿嘉・慶留間地区は今、座間味駐在所が管轄をしております。国立公園ができたということで観光客数がふえてはいますが、やはりシーズン時の観光客数とシーズンオフの差はあります。あと、阿嘉・慶留間地区には余り宿泊施設がないので、日中は人も多いですが、夜間は人の移動や数も減ると。そういうシーズンオフのときと、日中と夜間の人口の差、あとほかの離島駐在というのは交番で1施設、駐在所で24施設ぐらいありますが、そこら辺の平均で比べると今現在は阿嘉・慶留間地区の取り扱い—例えば刑法犯の検挙であるとか、交通事故の発生というのは平均よりもかなり下です。そういう部分で駐在所を建てるとなると、当然箱を建てないといけないですし、人も配置しないといけないですし、それ相当のお金もかかるので、そこら辺は balan

スを見ながら一委員のおっしゃることもよく理解できますので、真摯に検討をしていきたいと思っています。

○上原章委員 その辺の総合的な判断というのは理解できます。ただ、今回これだけ要望が来ていると。やはり駐在所に警察官がいるだけで暮らしの中で大きな安心につながることは間違いありませんので、そういう季節的な観光客がふえるなど年間を通していろいろな判断はあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、3ページの陳情第12号、これは再三議会でも議論がありますが、法定積載違反ダンプの取り締まり—今、処理概要を読ませていただきましたが、効果はどのくらいありますか。しっかり効果が出ているのか、それともなかなか改善されていないのか、この辺数字的なものがあれば教えてもらえますか。

○梶原芳也交通部長 ことしから過積載の取り締まりというものを沖縄総合事務局と一緒にやりまして、基本的に毎月やっております。ただ雨が降った日は除きますが、6月までに11回やっています。その中で過積載の違反で検挙されたのは1件です。昨年は1年間で5件です。ことしは6月まで毎月取り締まりを行いました、違反で検挙されたのは1件です。それはいろいろな要素があるかと思いますが、やはりこれだけ問題になっている、あるいは過積載をやめましょうという遵法精神といいますか、安全運転をしましょうという、その辺の意識が浸透してきているのではないかと思います。

○上原章委員 沖縄ダンプ協議会の皆さんからは、取り締まりはしっかりやってほしいという一方、現実には多くの荷物を運ばないと仕事が成り立たないという関係者、特に業者の皆さんの理解といいますか、それはしっかり指導してほしいというところも入っています。これは県警がかかわれるところですか。

○梶原芳也交通部長 この陳情そのものが適正単価を求めるという内容になっておりまして、その部分について県警はタッチいたしません。ただ私どもとしましては、過積載があった場合、当然本人は反則切符を切られますが、もとなる事業主といいますか、そこにもきちんと伝えて、「あなたのところはこういう違反があって検挙されました。」と、させないでくださいという指導はしております。

○上原章委員 ちなみに違反はどのくらいの処罰が与えられるのですか。

○梶原芳也交通部長 車の種類によって違います。それからどれだけ多くの—例えば10トン車であれば10トンまで積むことができますが、5トンオーバーして15トン載せているのか、それとも10トンオーバーの20トン載せているかで反則金というのは違ってきます。一応、法令上、過積載と言われるものについては、基本的には6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金となっておりますが、基本的には反則金ということで反則金を納めますので、それについては5割以上ということで、例えば10トン車に15トン載せて、20トンまでの間5割以上10割未満となりますと、大型車で4万円、普通車で3万円。二輪や原付もありますので、これは2万5000円とかになります。また5割未満ですと、大型車は3万円、普通車は2万5000円とそれぞれ車のサイズとオーバーした重量で反則金というのは変わってきます。

○上原章委員 皆さんは皆さんのやるべき仕事をしっかりやっているということで理解いたします。その辺はまた安全につながるわけですので、以上で質疑は終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 1つだけ、新規陳情第46号ですが、先ほどもいろいろと質疑がありました。間違いなくこの期間、観光客の増加一日中いろいろと先ほどもあったということがありますが、例えば夏場の期間だけでも期間限定と言ったらおかしいのでしょうか、そういう意味での配置—宿泊がどうなのかわかりませんが、宿泊は座間味島に戻ってするのかといった手段といたしますか、そういう方法的なものの検討はできないのでしょうか。

○中島寛警務部長 まさに委員のおっしゃるとおりでして、夏場は観光客も多数来られておりますので、今、管轄の那覇警察署で対応をとっております、具体的には夏場の7月、8月、実は週末の3日間地域の警察官2名を応援で座間味駐在所に派遣しております、いわゆるハイシーズンの時期におけるいろいろな対応を一本来なら駐在所に1名配置されておりますが、その他2名の応援要員が阿嘉・慶留間地区での対応を含めて、特に人が多い週末に配置して各所の対応を行っております。

○**當間盛夫委員** 沖縄は観光客数が800万人、900万人という中、外国からの観光客も国立公園になったということで結構お見えになっていると。やはり言葉のいろいろなトラブルや習慣の違いなど、もろもろでのトラブルというのは出てくると思います。その中で生活されている皆さんの安全・安心というものをどのように確保して守っていくのかということは大変な部分があると思っていますので、そういう時期には今言われた部分を対処してもらいたいと思っています。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後 3 時35分休憩

午後 3 時55分再開

○**渡久地修委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成28年第37号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○**謝花喜一郎知事公室長** ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料（知事公室）に基づき御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表がございます。

知事公室所管の陳情は、継続 7 件、新規 6 件となっております。

まず、継続審査となっております陳情 7 件につきまして、変更した箇所を御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

継続となっている陳情平成28年第37号集団的自衛権を容認する「平和・安全保障関連法」の廃止を求める陳情につきましては、処理方針に変更がありますので御説明させていただきます。

処理概要の時点修正を行っており、上から3行目の数値を「約70.4%」に変更しております。

続きまして、説明資料の2ページをお開きください。

継続となっている陳情平成28年第48号放射能公害被害者に人権の光を求める陳情につきましては、項目2の2段落目後半部分を変更しております。

変更箇所を読み上げますと、「同様に延長を行ったところです。同カード終了後は、戸別訪問やアンケート調査の結果を踏まえ、①経過措置として、カードで利用頻度が高いスーパー等で利用できる商品券（子供世帯5万円相当、その他の世帯3万円相当）の提供、②帰還旅費支援及び一時帰宅旅費支援、転居支援事業の半年間延長を平成28年度の幹事会において決定しております。商品券の提供については、4月14日までの受付期間で5万円相当の世帯105件、3万円相当の世帯87件、計192件の申請があり、6月26日までに申請者全員に商品券の提供が完了しております。」に変更しております。

また、項目3の2段落目後半部分を「平成29年6月1日現在で363名」に変更しております。

続きまして、説明資料の8ページをお開きください。

陳情第20号石垣市振興に関する陳情につきましては、9ページですが、項目2の冒頭を削除し、2段落目の冒頭に「旧石垣」を追加しております。

また、次の段落に下線部の「平成28年度は、新県立八重山病院を中心とした、半径約470メートルの区域の磁気探査を重点的に実施した結果、多くの不発弾が発見されております。発見弾数は72発、処理量は3.6トンと平成28年度の不発弾処理量9.6トンの約4割を占める成果となっております。」を追加しております。

次に、新規の陳情につきましては、処理概要を御説明いたします。

説明資料の13ページをお開きください。

陳情第45号北朝鮮の暴発から県民を守るために必要な措置をとることに関する陳情につきましては、処理概要を御説明いたします。

14ページをごらんください。

項目1につきましては、北朝鮮による弾道ミサイルの発射が相次いでいることを受けて、県民の関心や不安感も高まっております。北朝鮮から我が国の領土・領海へ向けてミサイルが発射されることはあってはならないことですが、県としては、万が一の事態に備え、沖縄県ホームページで弾道ミサイル落下時の行動について県民へ広報し、各市町村へ同内容の住民広報の依頼文書を発出してしております。

また、国においては、弾道ミサイル落下時の行動等に関する国民の理解をより一層深めることを目的に、平成29年6月23日からテレビCM、新聞広告、インターネット広告などを用いて政府広報を実施しているところです。

項目2につきましては、我が国の領土・領海に弾道ミサイルが落下する可能性がある場合は、国からJアラートを通じて、住民へ緊急情報が伝達されますが、弾道ミサイルの場合は、極めて短時間で飛来することが予想されるため、緊急情報の伝達後は速やかに避難行動をとることが求められます。

そのため、弾道ミサイルが落下する可能性がある万が一の事態に備え、県は情報伝達手段及び避難行動について、ホームページで広報しており、国においても平成29年6月23日からテレビCM、新聞広告、インターネット広告を用いて広く国民に周知しているところです。

項目3につきましては、避難場所の告知については、国民保護法に基づき県知事が指定することになっており、平成29年4月1日現在、県内1297施設を指定し、県ホームページ上に掲載するとともに、国民保護ポータルサイトで公開しているところです。

避難訓練の実施については、平成29年4月19日付で国から住民避難訓練実施の呼びかけがある中、4月20日付文書にて、県から各市町村へ訓練実施を検討するよう依頼しているところですが、現時点で市町村からの要望はない状況であります。

県としては、引き続き同訓練の実施を呼びかけ、市町村から訓練実施の要望があった際は、国及び市町村と連携、協力し訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料の15ページをお開きください。

項目4につきましては、県は国民保護措置を円滑に実施するため、国の対策本部と密接な連携を図ることとなっております。

その上で、市町村から特に必要があるとして要請を受けたときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請するとともに、内閣総理大臣の命令に基

づく防衛出動及び治安出動等と緊密な意思疎通を図ることとなります。

県としては、在沖米軍との連携については、自衛隊の出動状況を踏まえつつ、県から国へ在沖米軍の協力の必要性を適宜報告することで、国の対策本部から米国側へ協力要請がなされるものと考えております。

資料の16ページをお開きください。

陳情第70号消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書につきまして、処理概要を御説明いたします。

消防防災ヘリコプターについては、救急搬送のほか、林野火災、山岳救助、捜索活動等における有効性について認識しており、本年度、導入検討事業を実施することとしております。

本年度の事業では、消防防災ヘリコプター導入の必要性、導入する場合における機材や運用時間、ヘリポート等施設のほか、コストや人員を含めて継続的な運用ができるのかなど、前提情報を整理するための調査検討を行うこととしております。

資料の17ページをお開きください。

陳情第74号「他国の航空機が領空侵犯した際、自衛隊機に強制的に排除する権限を与える法整備を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

現行の自衛隊法においては、第84条には、領空侵犯に対する措置が規定されております。また、同法76条には、内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認めるに至った場合、自衛隊に防衛出動を命ずること、同法第88条には、防衛出動時の武力行使に係る規定があります。

以上により、他国航空機の領空侵犯に対しては、現行法制度のもとで、国として適切に対応いただけるものと考えております。

資料の19ページをお開きください。

陳情第75号沖縄県主催で国民保護計画に基づく避難訓練の実施を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料20ページをお開きください。

国は、平成29年3月17日に秋田県男鹿市で初めて弾道ミサイルを想定した避難訓練を実施しており、今後も各地域で同様の訓練の実施を呼びかけています。

当該訓練は、住民参加型の訓練であるため、訓練を実施するためには地域住民の理解を得る必要があり、市町村の協力は不可欠となります。

そのため、本県においても、平成29年4月20日付知防第128号にて各市町村

へ同訓練の実施を検討するよう依頼しているところですが、現時点で市町村からの要望はない状況であります。

県としては、引き続き同訓練の実施を呼びかけ、市町村から訓練実施の要望があった際は、国及び市町村と連携、協力し訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

資料の21ページをお開きください。

陳情第76号「尖閣諸島地方を分割して特出した天気予報の実施を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の22ページをお開きください。

平成29年3月17日に石垣市議会から政府に対して、気象情報に尖閣諸島を含めることを求める意見書が提出されております。

意見書につきましては、尖閣諸島周辺海域を航行する漁船や船舶の安全運航、国民世論の啓発を図る上で気象庁を初め、日本放送協会及び報道機関各社による気象情報に尖閣諸島を含めることを求めるものであります。

また、石垣市の意見書に関連して、国会においても、尖閣諸島の天気予報を出すことについて議論がなされております。

政府においては、尖閣諸島を特出しして天気を予報することについて、技術的な観点からは可能としており、安倍総理からは、日本全国を142区域に分割して天気予報を出しているものを、尖閣地域という形で143区域とすることについて気象庁に検討させたいとしております。

県としましては、気象情報に尖閣諸島を含めることについて、政府における対応を注視していきたいと考えております。

資料の23ページをお開きください。

陳情第77号消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する陳情につきましては、陳情第20号に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

以上、知事公室の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 陳情平成28年第48号の放射能公害被害者に人権の光を求める陳情についてお聞きしたいと思います。

3ページ、記の1、2の処理方針ですが、本来であれば3月で住宅への支援が切れたのですが、県の独自支援策として継続をしたと。その後の状況についてわかる範囲でお答えいただけますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 避難者でそのまま沖縄県にとどまる方については3万円の商品券を87枚交付しております。あと5万円分の商品券を105枚交付しております、合計192枚交付しております。金額にして786万円となっております。

○比嘉瑞己委員 私が聞いているのは、家賃の住宅支援のところですか。どれぐらいの世帯が利用しているのか、また離れた世帯数とかわかれば教えてください。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 東日本大震災による福島県の避難指示区域外からの避難者に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了いたしました。その後は福島県独自の家賃補助制度が実施されております。本県では、福島県の家賃補助制度が適用される世帯のうち、県内で居住を継続する世帯に対し、家賃の一部として月額1万円を補助しております。その申請状況につきましては、平成29年6月末時点で42世帯に対し交付決定を行っております。また、福島県の家賃補助への申請は、75世帯となっておりますので、今後も沖縄県への申請はふえるものと考えております。

○比嘉瑞己委員 42世帯が利用しているということですが、3月31日で一旦切れたわけですよね。国の制度で帰るよう促すような制度もありましたが、実際に帰った世帯というのはありますか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 個別訪問等を行いまして、沖縄県にとどまりたいという方が約110名ほどおりまして、残りの20人ほど福島県に戻る、また他県に引っ越しするという方がおりました。

○比嘉瑞己委員 これは沖縄県の判断で独自施策として継続していただきました。関係者の皆さんには大変喜ばれていますが、ただこれが福島県の施策とあわせて1年間、そして翌年から半額になるのでしょうか、そういう形で期限が切れてしまいます。そこに対して不安の声がまだあります。沖縄県ではこれまでニライカード含めてさまざまな支援策を実施していますが、本当に沖縄で頑張りたいという人たちもいる中、まだ自立というところまでは全然いけていないというのが現状です。すぐには政策判断できないと思いますが、ぜひ県独自の支援制度の推移を見守って今後継続するかどうかという判断も検討してほしいと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎知事公室長 今回の委員の御指摘はごもっともなことだと思います。継続するか、やめるか、その時点における皆様の御意向を確認することは重要だと思っておりますので、そういった検討を踏まえた上で今後の方向性は考えるべきだと思っておりますし、実際そのように対応したいと考えております。

○比嘉瑞己委員 皆さんは避難者向けのアンケートも行って、また訪問もやっているというところで大変心強く思っていますので、引き続き声を聞いていただきたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 新規ですが、16ページと23ページ、防災へりをぜひ導入してほしいと。大宜味村議会、国頭村議会から出ておりますが、処理方針では導入検討事業を実施するとなっております。私も議会で何度か取り上げてきましたが、今、全国で防災へりがない県はどこどこですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 先般、長野県でへりが落ちましたので長野県がございません。そのほかに佐賀県、沖縄県がございません。

○上原章委員 長野県の事故は本当に痛ましくて何とかまたいい形でスタートしてほしいのですが、これまで全国の中でなかなか沖縄県が導入できなかったと。沖縄県は島嶼県で、国内外からこれだけ多くの方々が沖縄に訪れているわ

けで、先般ヤンバルでも助けが必要な方がいたけれども長時間放置してしまうという事故もありました。なかなか県も導入に積極的になれないという答弁がこれまでであったと思いますが、今回あえて導入に踏み出すことについて何か理由があったのか、また検討があつて今回具体的に動き出すのか、この辺経緯があれば教えていただけませんか。

○上原孝夫防災危機管理課長 議会の陳情にもございますし、我々としてはふる観光客のためにも、また人口が一番小さい県でもないですし、そういう意味ではぜひとも沖縄県にヘリの導入を検討したいところでございます。

○謝花喜一郎知事公室長 今、防災危機管理課長が答弁したとおりでございますが、一方で議会でのいろいろな議論を踏まえてアンケート調査を実施しました。そういった中で、やはりどちらかと言えば必要というところが割と多くございまして、そういったことも踏まえて庁内で議論を踏まえて導入に向けた調査を行うということで予算を計上させていただいたという経緯でございます。

○上原章委員 これまで災害やいろいろ緊急な搬送が必要なときにはどちらかと言えば沖縄の場合、自衛隊の方々の応援や海上保安庁という形でやっていたと。今、ドクターヘリも1機ありますが、防災ヘリを県が持っていないということが、県民も含めてこれだけ多くの人たちがいざというときには一今、全国でもいろいろな災害が起きている中で、本当にいち早く現地に行くことが行政としても大きな命題だと思います。自衛隊や海上保安庁は本来の目的の仕事があるので、防災ヘリでしっかり対応していくべきかと思いますが、もし導入を考えた場合、予算的な部分で国から手当てがあるのか、その手当ては期限つきという縛りもあるのか、わかれば教えてもらえますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 消防防災ヘリ購入にかかる国の財政支援メニューについては、国庫補助金と地方債がございます。どちらか一方ということになっておりますが、国庫補助金については緊急消防援助隊設備整備費補助金というものがございまして、国が定める基準額の2分の1、約3億2000万円ということで助成があります。あと、機体費用の6分の1から3分の1ぐらいの補助という形になるかと思っております。地方債については、緊急防災・減災事業債が平成32年までございますが、対象とすることができまして、充当率100%、元利償還金の7割を基準財政需要額に算入することができるとされております。

○上原章委員 今回の導入検討の中で可能な限りこういう制度が使えるような体制を組んでほしいということと、これから防災ヘリを導入する中で市町村にもいろいろな形でかかわってもらうわけですから、当然、皆さんは導入検討の中で一つ一つ精査していくと思いますのでぜひ、担当部局でアンケートもとったということで、皆さんのスピード感というのが非常に問われるかと思えます。最後に導入に向けて決意をお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 今年度から調査を行いまして、委員から御指摘のように市町村との合意形成が極めて重要だと思っています。本年度の調査費の中で消防防災ヘリ導入検討委員会一仮称ですが、委員会を立ち上げる予定です。その際には消防本部等市町村の関係機関も入っていただいて、彼らの御意見もどンドン取り入れる形で考えたいと思っております。そういった中で平成30年度一次年度に市町村と負担等の合意という形で持っていきたいと思っておりますが、可能な限り市町村の御意見を踏まえるような形で次年度の合意形成がよりやりやすくなると思っておりますので、そういった市町村のお気持ちを大事にしながら何とか実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○上原章委員 一つ一つスケジュールを進める中で合意形成を図っていただいて、最終的に導入はいつごろと目指しているものがあれば教えていただけませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 導入に向けてはその後の機体の選定や、場合によっては製作も出てきますし、あとは訓練が出てまいります。そういったことをもろもろ踏まえて決めることとなりますが、そういったことを考えた場合には平成34年ぐらいの運用開始を見込んでいるところです。

○上原章委員 運用開始が平成34年だと、先ほどの国庫補助金や制度は問題ないですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 ぎりぎり、問題ございません、間に合います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
花城大輔委員。

○花城大輔委員 19ページ、陳情第75号ですが、ことしの3月に我が国の排他

的経済水域—E E Z内の日本海にスカッドミサイルが落ちたときに、近くの秋田県男鹿市でJアラートが鳴らなかったではないですか。その理由はわかっていますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 Jアラートは、我が国の領空や領海に落ちた場合に鳴るということになっております。

○花城大輔委員 Jアラートについて、沖縄は今どんな感じになっておりますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 県も含めて全ての市町村でJアラートが設置されておりまして、万が一情報が国から発信された場合は自動的に鳴るということになっております。

○花城大輔委員 実際、飛んでくるものによって時間はかなり誤差があると思いますが、Jアラートが鳴ってから避難する時間はどのくらいあると考えていますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 沖縄県に万が一ミサイルが発射されたときは、大体10分くらいで来るということがあります。大体、Jアラートは4分ぐらいで鳴りますので、6分間しかございませんが、時間はあるということです。

○花城大輔委員 今、市町村に訓練を投げかけているけれども返事がないということがあります。やはり6分間で何らかの訓練を実施するという事は、現実的ではないという判断になっているのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 我々のホームページでも、国のホームページでも既に国民向け、県民向けにお知らせしておりますが、万が一、Jアラートが鳴ったときは近くの堅牢な建物に逃げ込むということで、地下とか、コンクリートなど、そういったところに行く。あと、建物に隠れたときは窓から遠いところに隠れるといったことを載せております。

○花城大輔委員 ミサイルが飛んでくるだけではなくて、国民保護はいろいろな観点からあると思いますが、このような場合はこういう行動をとるみたいな、マニュアル的なものは今ありますか。

○上原孝夫防災危機管理課長 今、我々のホームページで、万が一ミサイルが発射されたときはどういう行動をなさいということで、Q & A方式で載せております。

○花城大輔委員 できればそんなに遠くない時期に一度国民保護の訓練をやっていたほうがいいのではないかと考えています。そう言いますのも、処理概要にも書かれているとおり、自衛隊やほかのところにもし何かを要請したとしても、自衛隊がまさに有事と向き合っているときは自衛隊抜きでやらないといけない、そういう内容になると思いますので、ぜひこれも検討をしていただければと思っております。

次に、17ページ、陳情第74号も今、国防を考える中で問題になっていまして、陸上と海上は自衛官や海上保安庁が体を張って初弾を受けるという犠牲を払うことによってとめられます。しかし空の場合ですと、例えば爆弾を搭載した飛行機が領空近くまで来て、スクランブルで飛んで、それを排除しようとしても、それに抵抗して領土の上まで来たときに爆弾が投下されるのをずっと見ているという現状が今の現行法ではあります。これをやるには憲法の話になってくると思うので難しいかもしれませんが、今、我が国を取り巻く環境が非常に激しい変化をしている中で先ほど言った憲法の前文にある平和を愛する諸国民の信頼と信義というものも変わってきているような気がします。県にこういうことを言っても余りにもハードルが高いとは思いますが。これは要請としては県議会から意見書を出してほしいということではありますが、これは比嘉委員、議論することはできますか一失礼しました。

あと、これは要望ですが、陳情第76号もこの中で議論して採決できればと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の各陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ及び企画部長挨拶)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成28年第67号外4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川満誠一企画部長。

○川満誠一企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係は、継続陳情が3件、新規陳情が2件となっております。

前回の処理方針に変更のない陳情につきましては説明を省略し、変更のある陳情について御説明いたします。

初めに、3ページをお開きください。

陳情平成28年第89号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

修正した箇所につきましては下線で示しております。

2の2段落目において修正を行っております。

修正した2段落目を読み上げて御説明いたします。

「竹富町については平成28年度、多良間村については平成29年度から整備に着手しており、その他の離島地区につきましても事業計画に基づき、関係市町村及び通信事業者と調整を図りながら、計画的に推進していきたいと考えております。」に修正しております。

次に、4ページをお開きください。

陳情平成29年第10号与論・沖縄間の航空運賃の軽減措置に関する陳情につきまして、処理方針に変更がございます。

修正した箇所につきましては下線で示しております。

2段落目の3行目及び3段落目の3行目以降を修正しております。

修正した2段落目以降を読み上げて御説明いたします。

「本事業では、沖縄県と鹿児島県が連携して、両県の折半により、航空運賃を支援し低減しており、平成29年度は4月1日から通年で実施しています。また、運賃の負担額については、鹿児島県が実施していた航空運賃の低減事業等を参考に、鹿児島県及び航空事業者と調整の上、決定していることから、割引

率の拡大については、鹿児島県の考え方を踏まえつつ、事業の実績、効果等を見きわめながら、その必要性も含め関係者間で慎重に検討してまいります。」に修正しております。

次に、5ページをお開きください。

新規の陳情であります。陳情第46号平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針を読み上げて御説明いたします。

1、久米島町は、災害時における住民等の安全の確保及び通常時における住民の生涯学習の振興を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用して、複合型防災・地域交流拠点施設を整備することとしております。同町においては、平成29年度に沖縄振興特別推進交付金の交付決定を受け、当該施設の基本設計を実施しており、平成30年度に建築工事に着手する予定となっております。県としては、久米島町が実施する本事業が円滑に進むよう、引き続き支援してまいります。

なお、ただいま御説明いたしました項目1につきましては、昨年度、久米島町長外2名から同様の内容で陳情が提出されており、平成29年2月定例会において採択がなされておりますことを、念のため申し添えます。

引き続き、項目3につきまして御説明いたします。

3、沖縄県では情報格差の是正・解消に向けて、順次、離島地区等における情報通信基盤の整備を図るとともに、民間通信事業者の離島地区等への進出も促進してきたところであります。現在、こうした取り組みの成果が上がりつつあるものの、竹富町西表島船浮地区、新城島、鳩間島の3カ所を含め、情報格差の是正がいまだに十分でない地域が県内に残されております。県としては、関係市町村及び民間通信事業者と連携して、今後ともさまざまな方法によって情報格差の是正・解消に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、6ページをお開きください。

4、海洋基本法においては、離島が我が国の領海及び排他的経済水域の保全等に重要な役割を担っていることに鑑み、離島に関し、住民の生活基盤の整備など、低潮線を含めた離島の保全等のための必要な措置を国が講ずるものとされております。同法は海洋に関する基本理念を定めることを目的としており、沖縄県における具体的な支援策については、沖縄振興特別措置法に基づき措置されております。県としましては、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興一括交付金等を活用し、離島における定住条件の整備と特色を生かした産業の振興に引き続き取り組んでまいります。

次に、7ページをお開きください。

新規の陳情であります。陳情第55号国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充を求める陳情につきまして、処理方針を読み上げて御説明いたします。

1、2及び3について、県としては、国と地方の役割分担を見直し、地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のニーズに応じた政策決定が可能となる真の分権型社会を実現するための改革を着実に推進しなければならないと考えております。

このため、国、県、市町村等のそれぞれの主体が持てる力を最大限発揮することにより、行政サービスの向上に努め、県民が安全で安心に暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

道州制については、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等を前提とする全国知事会の基本的な考え方や、国民的な議論を踏まえるとともに、本県の地理的・歴史的事情や県民意識などを勘案し、国における道州制の議論の方向性を見据え対応する必要があると考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡久地修委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 宮古・八重山圏域の振興発展に関する陳情ということで、陳情平成28年第89号、超高速ブロードバンド環境の整備促進ということでありますが、今度、与那国島で通信を活用しての授業といいますか、高校のそういったことをやるという一実証実験ですか、それがありますが、それに関して県はどのようなかかわり方をしていくのですか。

○**金城清光総合情報政策課長** 県のかかわり方としましては、実は、平成28年度までに光ケーブルのループ化が与那国島も含めて完成しておりまして、こう

した超高速通信が可能なインフラが整備されたことで与那国町においても教育面でITを活用した施策が取り組めるものと考えております。

○**當間盛夫委員** 十五の春ということで、高校がない離島の町村と申しますか、自治体からすると、18歳まで島で高校の勉強で使えると間違いなくすばらしい事業になってくるのかと。今度、琉球大学一琉大をメインと申しますか、琉大と連携をしながらということであれば、インセンティブと言ったらおかしいですが、通信の高等学校が琉大附属という形になるのかということとは別にしても、ここでしっかりと勉強すると。離島のそういった部分の範囲の中で琉大に行けるというような部分のものと、これは物すごく離島の子供たちも一ただ通信でその部分をやるということではなくて、意識的に子供たちの学力に対する意識が高まると思っていますが一企画部長は離島出身なのかわかりませんが、その辺はどう考えますか。

○**川満誠一企画部長** 御指摘のとおりであると思います。どの地域においても情報格差を是正して、得られる情報に触れて、知的接触を得て、その可能性を大いに伸ばしていくということは沖縄の発展にとっても、当該個人にとっても非常に重要なことと考えます。

○**當間盛夫委員** 周辺離島も含めてそうですが、お子さんが高校を出られるということで沖縄本島に来られると。そうすると、そのお子さんだけではなく、家族全員が沖縄本島に引っ越しするということで、なかなか離島の人口が伸びない一つの原因でもあるということです。そういった面では離島に通信の高等学校ができると離島で生活をしながら若い人たちに向けての活性化ができるのかと思いますし、もう一つ、もう2年になるのか、我々は離島の子供たちの宿泊施設を那覇につくりました。各高校もそういう宿泊施設をつくっていますが、そういった部分でのあり方というものも少し変わってくるのかと思っていますので、ぜひそれを県も本格的に実現できるように、島嶼県の沖縄であるからこそ、このことは大事なのかと思っていますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。この辺、何か所見がありましたらお願いします。

○**川満誠一企画部長** 御指摘のとおりであると思います。離島の魅力を発信する重要な道具になるということもあると思いますし、沖縄本島と離島とのやりとり、情報の共有が一層進むと沖縄の振興にとって好ましい事柄であると考えます。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 1 ページ、陳情平成28年第67号、この陳情から約1年がたとうとしていますが、県の方針として組織の状況、そして活動内容を勘案した上で県としての支援のあり方を検討してまいります、ということですが、今の状況がどのようになっているのか。そして、どのような支援体制を検討しているのか伺いたいと思います。

○松永享市町村課長 自治会につきましては、地域住民と行政のかけ橋の役割を担っておりまして、御承知のとおりだと思いますが、地域住民相互の連絡を初め、環境の整備でありますとか、あるいは防火・防犯対策など、良好な地域社会の維持及び形成に貢献していると考えております。このような自治会の自主的な活動や活性化というのは重要でありますので、県としても支援をしていきたいと考えております。

平成28年度、前年度の県の取り組みですが、去る平成28年12月21日に自治会連合会の主催で研修大会を開催しております。こちらを県としては後援をしながら、また41市町村、全市町村に対して各自治体へ大会の開催を周知しまして、参加を促すということをやっております。さらに、その大会に向けて県知事の祝電を送ったり、あるいは市町村課の職員が大会に参加して意見交換をしたりということをやっております。そのほか平成28年度に関して言いますと、沖縄県地域振興協会一平成29年度から名称が変わっておりまして、平成28年度までは沖縄県対米請求権事業協会といいますが、こちらがやっております地域活性化助成事業で27万円が連合会に助成されております。その中で自治会の運営の手引きを作成するためにワークショップを開催したり、定期的なセミナーを開催したりといったことをやっていると聞いております。このような支援を前年度やってきておりますが、現状としては前回もお伝えしましたとおり、連合会への加盟が現在6団体にとどまっております、その中で1団体は休会ということですので、実質的に動いているのは今5団体ということで、活動がまだ限定的ということで加入の全県的な広がりを期待しているところでございます。ただ、市町村の積極的なかかわりも重要だと思いますので、市町村の考え方や取り組みを県でも把握しながら今後市町村とさらに連携した取り組みというものをやっていきたいと考えております。

○新垣光栄委員 今、回答いただきましたが、市町村の場合は市町村会でできますが、どうしても沖縄県全体の連合会となりますと、ある程度の県の指導がないと広がりが出てこないと思います。村単位、町単位、市単位であれば、その市町村が主体になってやればいいのですが、どうしても沖縄県全体の連合会になりますと、ある程度県が誘導、指導していただく立場でまとめていかないとどうしてもふえないと思いますので、どうにかことしその辺の取り組みをしっかりできないか答弁をよろしくお願いします。

○松永享市町村課長 先ほど申し上げたとおり、まだ5団体という限定的ではございますので、こちらもさらに広がっていくことを期待しながら、そして県としては市町村とも連携しながらどのような支援ができるのかということは引き続き検討しながら支援していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 今のところ全然進んでいないようで、全く去年の答弁と一緒にですので平成28年度はやっているということはわかりますが、ことしになって一つも実績といいますか、県が指導したという部分が見えないので、その辺を着実に見せていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 きょうは我々自民党、又吉清義委員が1時間10分も質疑したので控えようかと思いましたが、企画部長がデビュー戦の総務企画委員会で、初めての討論でありますので、1件だけ確認をさせてください。

5ページ、陳情第46号、久米島の防災・生涯学習機能としての複合型防災施設ということで、複合型防災・地域交流拠点施設というものがありますが、中身はどういった内容になりますか。

○砂川健市町村課副参事 当該施設は、災害時におきまして避難施設の機能、それから平時におきましては、地域の交流拠点となる機能をあわせ持つ複合施設となっております。総事業費は8億5220万円で、地上3階建て、延べ床面積1752平米、1階は通常時は会議室、備蓄倉庫、非常用発電設備、2階・3階におきましては、生涯学習、図書資料室等のスペースを設けております。なお、図書資料室の書棚を可動式にしまして、災害時に移動させオープンスペースを確保する予定であります。

○仲田弘毅委員 我々総務企画委員会は台風災害の視察ということで久米島を訪問させていただきました。大田町長からも当時そのお話は聞きましたけれども、その進捗状況を一一応、このようにやりますということですが、いつごろ着工して、いつごろ竣工の予定なのか、そこのところをお聞かせください。

○砂川健市町村課副参事 当該事業の進捗状況につきましては、平成29年度は4月3日に一括交付金の交付決定を受けまして、基本設計に取り組んでいるところでございます。見込みとしましては8月末までに基本設計を終えまして、9月以降に実施設計を終了する予定です。工事の着手につきましては平成30年度内に工事に着手して、平成31年度から供用開始の予定となっております。

○仲田弘毅委員 先ほど當間委員から十五の春というお話もありましたが、高校がない各離島では定住問題という大きな課題も抱えておりますが、久米島は高校があっても定数割れが起こっている学校の一つなのです、沖縄県立久米島高等学校一久米島高校は。ですから、島外、県外からの留学生も受け入れておりますが、その子供たちの一例えば、宿泊等にもその施設が充当できるのかどうか、そこの考え方をお聞かせください。

○砂川健市町村課副参事 久米島高校への留学生についてですが、これにつきましては既に久米島町地域交流学習センター整備事業というものがございまして、その中で島外の留学生を受け入れる施設を備えております。当該事業につきましては、平成27年度に工事が進んでおりまして、平成28年度から供用開始をしております。

○仲田弘毅委員 この施設は生涯学習も兼ねてということでもありますので、子供たちだけではなくて、一般社会人も生涯学習の一環として組み入れていくということで、高校生も含めて対応していくということによろしいですか。

○砂川健市町村課副参事 新しくつくる複合型防災・地域交流拠点施設につきましては、一般の子供たちがそこで交流したり、学習したり、それから地域の方々が生涯学習をするという施設でございます。高校生は、先ほど申し上げた久米島高校附属のじんぶん館で公営学習塾や交流など、そういうことをする予定となっております。

○仲田弘毅委員 離島振興なくして沖縄県の発展はありえない、これが我々がずっと県議会議員になって訴えてきた一つの考え方でもあり、離島振興含めて企画部の責任は大変重要だと思いますので、ひとつ頑張ってください。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 3 ページ、陳情平成28年第89号、超高速ブロードバンドの環境整備ということで、竹富町については平成28年度、多良間村については平成29年度から整備に着手、その他の離島についても事業計画に基づき、関係市町村と調整を図りながら計画的に推進していきたいという一方、5 ページ、今回の新規で同じ超高速ブロードバンド環境をとということで、先ほど竹富町は平成28年度の着手と書いてありましたが一ここが非常にわかりにくいのですが、まだ取り組みがはっきりしないような処理方針になっていますので、これは何か違うものということなのでしょうか。

○金城清光総合情報政策課長 竹富地区については平成28年度から整備を始めておりまして、竹富地区の中で平成28年度からは小浜島、波照間島、平成29年度は西表島の大原地区、黒島、平成30年度以降に上原地区、竹富島の整備を予定しております。ただ、この中でおっしゃるように陳情に上がっております西表島の船浮地区、新城島、鳩間島の地域については今回の整備の対象になっていない状況がございます。その部分としての新規の陳情だと思っております。

○上原章委員 わかりました。3 ページ目で「竹富町については」と一くくりで表現しているので少しわかりにくかったのですが、今言った船浮地区や鳩間島等はまだ事業計画には入っていないという理解でいいですか。

○金城清光総合情報政策課長 御指摘のとおり、今申し上げた3カ所については今の整備の対象地域になっていないということでもあります。今後、町や推進事業者等と調整を重ねて取り組むべき方向を協議してまいります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほど質疑が出ました、5 ページ、久米島町の陳情ですが、

久米島町が進めている複合型防災・生涯学習機能施設整備についてお聞きしたいと思いますが、例えば複合型防災ですので、万が一電気がとまったり、水道がとまったりしたときには自力で電気もできる仕組みなのでしょうか。

○砂川健市町村課副参事 災害時の停電につきましては、非常用電源設備を備えておりまして、1週間ほど燃料も確保しておりますので、発電は可能と聞いております。

○中川京貴委員 我々が与那国の台風被害調査に行ったときも、電気がとまって情報を送ることができなかつた。そして手動に変えて送ろうとしたら手動にもできなかつたということで孤立したということが現場で調査して明らかになりました。やはりこれも1週間ということがポイントだと思いますが、燃料だけではなくて、ある意味でソーラー、風力も含めた蓄電、そして1週間島の皆さん方がここへ来て避難できる施設でなければ複合型の防災施設だとは思いません。役場とか、体育館とか、避難するところはたくさんあると思いますが、電気がとまったり、水がとまったりすることが一番の問題ですので、1週間は発電機で電気が起きるといふことでよろしいですか。

○砂川健市町村課副参事 ディーゼル発電ということを知っております。そしてその燃料を1週間ほど確保していると聞いております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ及び人事委員会事務局長挨拶)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、人事委員会関係の請願第3号の審査を行います。

ただいまの請願について、人事委員会事務局長の説明を求めます。

池田克紀人事委員会事務局長。

○池田克紀人事委員会事務局長 それでは、請願の処理方針について御説明申し上げます。

お手元に配付してあります請願に関する説明資料をごらんください。

表紙をめくりまして、人事委員会関係では、新規の請願が1件となっております。

それでは、処理方針の概要を御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

請願第3号しまくとうばの日条例に関する請願について、処理方針を読み上げます。

人事委員会が実施する職員採用試験については、受験資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないという地方公務員法の規定を踏まえ、実施しております。

県内各地域において世代を超えて受け継がれてきたしまくとうばは、地域により異なっていることもあり、職員採用試験に導入することは適当ではないと考えております。

一方、採用後は、任命権者においてしまくとうばに関する職員研修を実施しており、しまくとうばの普及についてはこのような取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

以上で、人事委員会に係る請願の処理方針について、説明を終わります。

○渡久地修委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

これより、請願に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 採用試験においては、やはり地域によって言葉が違うということやられていないということで、多分そうだと思います。私たちが宮古島や与那国島などの方言はわからないですし、これが出たら大変なことになります。しかし、皆さんはそれにもかかわらずしまくとうばに関する職員研修を実施しているということで、これはいいことだと思いますが、具体的にど

この地方のしまくとうばを教えているのか、沖縄県全体的なものをやるのか、これはどのようになっていますか。

○池田克紀人事委員会事務局長 処理方針の中で、「任命権者においてしまくとうばに関する職員研修を」と言っておりますが、任命権者と申しますのは大きく言いますと知事、教育委員会、公安委員会—警察本部ということになります。知事部局におきましては、自治研修所でしまくとうば講座というものを年1回実施しているようです。それからeラーニングでしまくとうば研修を実施しております、これは知事部局以外の職員も参加できるものでございます。それから教育委員会ですが、教育委員会におきましては、教員向けのウチナーグチ実践指導講座というものを年1回実施しております。それから警察本部におきましては、警察学校の初任科教養の教科外活動として、沖縄方言に関する課外活動を2カ月に1回程度実施しているようです。こういったことがそれぞれの任命権者のほうで一ですから、人事委員会が行う職員採用試験ということではなく、実際に採用された後の職員に対してそれぞれ知事部局、教育庁、警察本部で実施しているということでございます。

○又吉清義委員 それでいいのですが、そこでやるしまくとうばというのは、沖縄本島内のどちらのしまくとうばですか。首里言葉もありますし、宮古島も、与那国島もあります。どれをやるかということで、その辺をもう少しフェアにしてほしいのですが。

○屋宜宣秀総務課長 警察署や教育委員会で行っているしまくとうばの研修につきましては、やはりそれぞれの圏域別に行っていると聞いております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、人事委員会関係の請願に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策についてに係る沖縄県不発弾等問題の解決に関する条例（素案）についてを議題といたします。

この件については去る3月に各委員に素案をお配りしておりましたが、その後各方面からさまざまな御意見があり、事務局に再検討を指示していたところです。

現在、素案の条文化については執行部とも意見交換を行いながら作業を進めており、本日は同条例の骨子という形でまとめたものを配付しております。

各委員におかれましては事務局からの説明のち、御協議いただければと思っております。

それでは、ただいまの件について、事務局に説明させます。

宮城弘政務調査課長。

○宮城弘政務調査課長 皆さんのお手元に沖縄県不発弾等問題の解決に関する条例（骨子）という形でお配りしていると思いますので、それを読み上げる形で説明させていただきたいと思います。

今、委員長からもありましたように、条文化に当たりましては、5つの骨子を立てております。

まず1つ目に目的、2つ目に基本理念、3つ目に県の責務、4つ目に不発弾等問題の解決に関する県の取り組み、5つ目に不発弾等問題を考える日ということで、5つの骨子を立てております。

読み上げる形で1つずつ説明させていただきます。

1、目的。不発弾等が多く残存する本県の特殊事情に鑑み、不発弾等によって県民の生命、身体及び財産が脅かされている問題（以下「不発弾等問題」という。）の解決に関し、基本理念・県の責務・県の取り組み等を定めることにより、不発弾等問題の解決に関する取り組みを推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

2、基本理念。不発弾等問題については国の責任において対策が推進されるべきものであることを踏まえつつ、県においても、その実現に向けて可能な限り取り組むことが必要であるとの認識のもとに県の取り組みを行う。

3、県の責務。県は、基本理念にのっとり、取り組みを実施する責務を有する。

4、不発弾等問題の解決に関する県の取り組み。①県は国に対して、主体的、総合的かつ計画的に不発弾等問題の対策を推進するよう働きかけを行う。②県

は、国が推進する前記の対策に協力するよう努める。③県は、国の対策によって不発弾等問題が解決されるまでの間、みずからも不発弾等問題の対策を行うよう努める。④県は、広報活動等を通じて、不発弾等の危険性等に関する知識の普及及び啓発を行うよう努める。

5、不発弾等問題を考える日。①不発弾等問題に関する県民の関心と理解を深めるようにするため、不発弾等問題を考える日を設ける。②不発弾等問題を考える日は、3月23日とする。

以上が、条例の骨子であります。

最後の5の不発弾等問題を考える日については、2枚目に資料を添付しておりますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

説明は以上です。

○渡久地修委員長 事務局の説明は終わりました。

これより沖縄県不発弾等問題の解決に関する条例（素案）について、各委員より御意見を伺いたいと思います。

意見はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 我々自民党は、総務企画委員会での不発弾に関する取り扱いについて、いろいろな意見が出たとおり議員総会で報告しました。総務企画委員会としてまとめて条例制定に向けて今、進めているということで話をしておりますが、まだ自民党会派の意見がまとまっておりません。骨子ができておりますので、これを持ち帰って皆さんにこれを見せて確認をとりたいと思っております。理由は、仲田委員の一般質問等もありましたが、一番懸念されることは、なぜこれまで一過去四、五年ですか。不発弾の予算がどんどん増額されているのに、あえて条例をつくって国に対してこれを要請する必要があるのかということが1点目です。この予算が減って、沖縄に支障を来していれば条例をつくってきちんとした形で政府に要請行動をするべきですが、予算が増額している中で条例制定をして、その予算が減額された場合、その責任はどうするのかという意見もありました。総務企画委員会としては、目的は増額とこれまでどおり不発弾処理をすることによって、まだ戦後処理は終わっていませんという県民意識を高めることも含めて、今、議論しているのだと総務企画委員会の4名の自民党議員で議員総会では説明しています。しかしながら、全議員の、自民党会派の意見がまとまっておりません。これをもって話し合いをしながら全会一致で条例制定ができる仕組みづくりには努力していきたいと思っていま

す。これだけは全会一致でやらないと意味がありません。ぜひ御理解ください。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今の中川委員の発言もよくわかりますが、逆に私たち会派は、だからこそ県条例として国の戦後処理の一環としてということがポイントだと思います。振興計画の中で国がどういう位置づけをしているかというところで大変曖昧な部分が残っているので、この条例をつくることによりしっかりと国の責任を明確にして、きちんと処理に当たっていただきたいという思いが込められておりますので、ぜひ全会一致で採択できるように議論を深められたらと思います。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 少し気になったことが、前回までの議論で県の役割一第3条ですが、国直轄の事業化というところのセンテンス、これをどこまで求めるのかという定義がそのように大きくくくってしまうとわかりづらいのかなというところがありまして、国の直轄事業になったら県は今後かかわり合いを薄めていいのかとか、そういうところにすごく不安を感じるようなところがありました。ただ、今回出てきた骨子の4の不発弾等問題の解決に関する県の取り組みというところで少し細分化して出てきたところに一これだけで十分とは言いませんが、少し安堵しているところもあります。一方、目的の中から前回までの議論の中であった素案には、風化を懸念するということの意思が今回の骨子からは少し薄まってしまったのかというところがありまして、そういったところをまた全体で議論して踏み固めていってでき上がるものであれば私も大いに賛同していきたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 しっかりとまた各会派で議論して、全会一致で持って行けるようなものにならないといけないと思っています。不発弾処理をこれからやってもまだ70年かかるというお話もあります。そして新聞等で新県立八重山病院

の新築の中でも不発弾が多数見つかって処理をしたということもありました。この事業というのは、23億円か、28億円という物すごく大きい事業になっています。そういう意味で沖縄の不発弾対策にとってすばらしい役割を果たしておりますので、そういった予算が減額にならないためにもこういう条例をつくって国にもしっかりとそのことを要望していくということの観点からすると、この条例を我々議会がつくって出すということは重要なのかと思っておりますので、頑張っていきましょう。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。
新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 私の認識からすると、9月ぐらいまでにはある程度のタイムスケジュールを決めてやっていこうということの前提で話し合っていたと思いますが、その辺はそれで認識が一致しているということでもいいのかと思っておりますが……。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 我々会派もこれまで何度か議論をさせていただいております。きょうは不発弾問題を考える日を制定するという新しい案も出ていますので、しっかりとまた持ち帰って議論をさせてください。ただ、これは全会一致にならないと我々の思いとは少し違うのかと。そこは認識したいと思えます。

○渡久地修委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 意見なしと認めます。
休憩いたします。

(休憩中に、条例素案の今後の取り扱いを確認)

○渡久地修委員長 再開いたします。

以上で、沖縄県不発弾等対策に関する条例(素案)についての協議を終結い

たします。

事務局の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県情報公開条例及び沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第6号議案沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案の条例議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 我々自民党は、一般質問、代表質問、またきょうの委員会審議の中においてもまだまだ審議保留だと思っています。きちんとした部長からの答弁は得られておりません。よって採決には加わずに本会議できちんとした態度を示したいと思っていますので、退席します。

○渡久地修委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 これまで人事議案に反対したことはないと記憶していきまして、今回の新たな人事案も問題があるとは思っていませんが、これまでの委員であった天方氏がやめる理由等が非常に今回の人事に関しては不透明な部分があるのではないかという思いがしておりますので、退席させていただきます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員、公明党会派所属の上原委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、乙第13号議案沖縄県公安委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

乙第13号議案公安委員会委員の任命について同意する諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○渡久地修委員長 挙手全員であります。

よって、乙第13号議案公安委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の花城委員、又吉委員、中川委員及び仲田委員、公明党会派所属の上原委員が入室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県人事委員会委員の選任について及び乙第12号議案

沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命についての2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案の同意議案2件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案平成29年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 反対の立場で討論があります。

今回の補正予算517万2000円について、これは差止訴訟を行うための裁判費用の委託費ということですが、これが議会で議決され、委託された弁護士と契約すると同時に517万円全額の支払いが一括で行われると。その中で大事なことは、解釈の違いで裁判を行う、訴訟をするということですが、これが受理されるのかされないのか、いまいまだ県としてもはっきりわからないと。しかし、契約金は一括で全部払わないといけないという状態だということが今回の委員からの質疑で明確になっておりますので、これがしっかりとした根拠のもと、また受理されない場合この金額について県民として納得できるのかと、大切な税金について。そういうことをした場合に私たちは反対といたします。詳しくはまた本会議で述べたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 賛成の立場で少しだけ。

この手続に当たっては、県は法制審査会でもしっかりと審議をして裁判にできるということで、慎重な議論の上での計上でありますので賛成をしたいと思います。

○渡久地修委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 甲第1号議案の補正予算についてですが、私ども公明党会派は辺野古移設はあくまでも普天間の負担軽減、国外へという立場です。しかし今回の補正予算については、裁判訴訟でこの問題が解決するのか、国と県が対立する構図でこの問題が本当に解決するのかと非常に懸念がありまして、本会議でも言いましたが、むしろ国と県がしっかり信頼関係を築く中で基地の解決に向かってほしいという思いがありまして、今回退席します。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、公明党会派所属の上原委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに意見、討論等はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 我が会派も甲第1号議案、提訴の費用に関してはまだ議論的なものが尽くされておられません。私も質疑でお話をさせていただきましたが、500万円という中で受理されなかった場合の責任というのが出してきた側ではなく、これを採決した側の我々議会にもその責任はあるだろうということも考えます。そういったことも踏まえながら本会議で態度は表明したいと思っておりますので、退場します。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、維新の会所属の當間委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、甲第1号議案平成29年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)を採

決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○渡久地修委員長 挙手多数であります。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、公明党会派所属の上原委員及び維新の会所属の當間委員が入室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、請願・陳情の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等23件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修